

大村市景観計画ガイドライン



大村市内（景観計画区域内）では、
一定の建築物・工作物等の新築等や開発等の行為について
届出を行わなければなりません。

- 大村市は平成 23 年 4 月に景観法に定める景観行政団体に移行し、平成 27 年 4 月に大村市景観計画を策定（令和 4 年 12 月に改訂）しました。
- 良好な景観形成を図るため、景観計画では行為の制限に関する事項として「届出対象行為」と「景観形成基準」を定め、景観計画区域内での建築物・工作物等の新築等や開発等の行為について規制誘導を行っています。

目 次

共 通 編

- 1. 景観計画ガイドラインの目的……………共通編－1
- 2. 景観計画の理念……………共通編－1
- 3. 景観計画の基本目標……………共通編－2
- 4. 届出の流れ……………共通編－2
- 5. ガイドラインの構成……………共通編－3

景観計画区域編

- 1. 行為の届出の区域……………景観計画区域編－1
- 2. 届出行為の種類と届出対象の規模……………景観計画区域編－1
- 3. 行為の基準……………景観計画区域編－3

景観形成地区編

- 1. 行為の届出の区域……………景観形成地区編－1
- 2. 届出行為の種類と届出対象の規模……………景観形成地区編－2
- 3. 行為の基準……………景観形成地区編－4

特定施設届出地区編

- 1. 行為の届出の区域……………特定施設届出地区編－1
- 2. 届出行為の種類と届出対象の規模……………特定施設届出地区編－2
- 3. 行為の基準……………特定施設届出地区編－3

編 通 共

共通編

1. 景観計画ガイドラインの目的

大村市は平成23年4月に景観法に定める景観行政団体に移行し、平成27年4月に大村市景観計画を策定しました。大村市景観計画では良好な景観の形成に関する方針や行為の制限等について定め、一定の行為の届出により景観の誘導を行っていくこととしています。このため、大村市景観計画に定められた景観形成基準について理解を深めていただくことを目的として大村市景観計画ガイドラインを策定しました。

2. 景観計画の理念

大村市の景観形成を進める市民、事業者、行政が大村市の景観の特徴を共通して理解することができるよう、大村市の景観特徴を表現するキーワードを用いて、景観計画の理念を以下のように定めています。

市民をつつみ込む“のびのび”“ひろびろ”とした
海と山が連続する大村の景観づくり



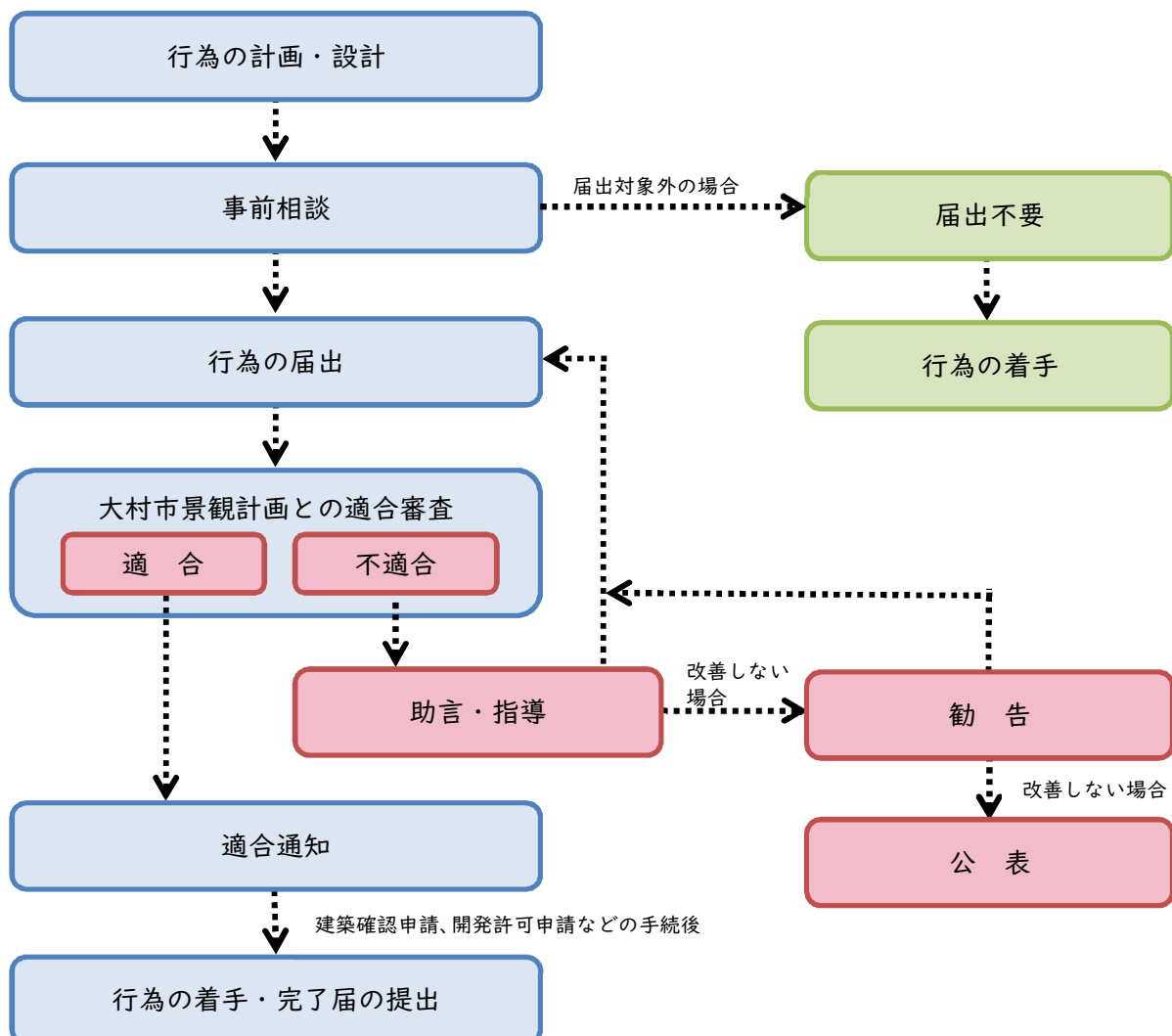
3. 景観計画の基本目標

景観計画の理念を踏まえた大村市の景観計画の基本目標は、以下のとおりです。

- 基本目標１－自然が織りなす景観を守り、育む
- 基本目標２－地域の歴史・景観シンボルの継承と創造
- 基本目標３－多彩で楽しさを実感できる生活景観づくり
- 基本目標４－市民、事業者、行政の責任と協働による景観まちづくり

4. 届出の流れ

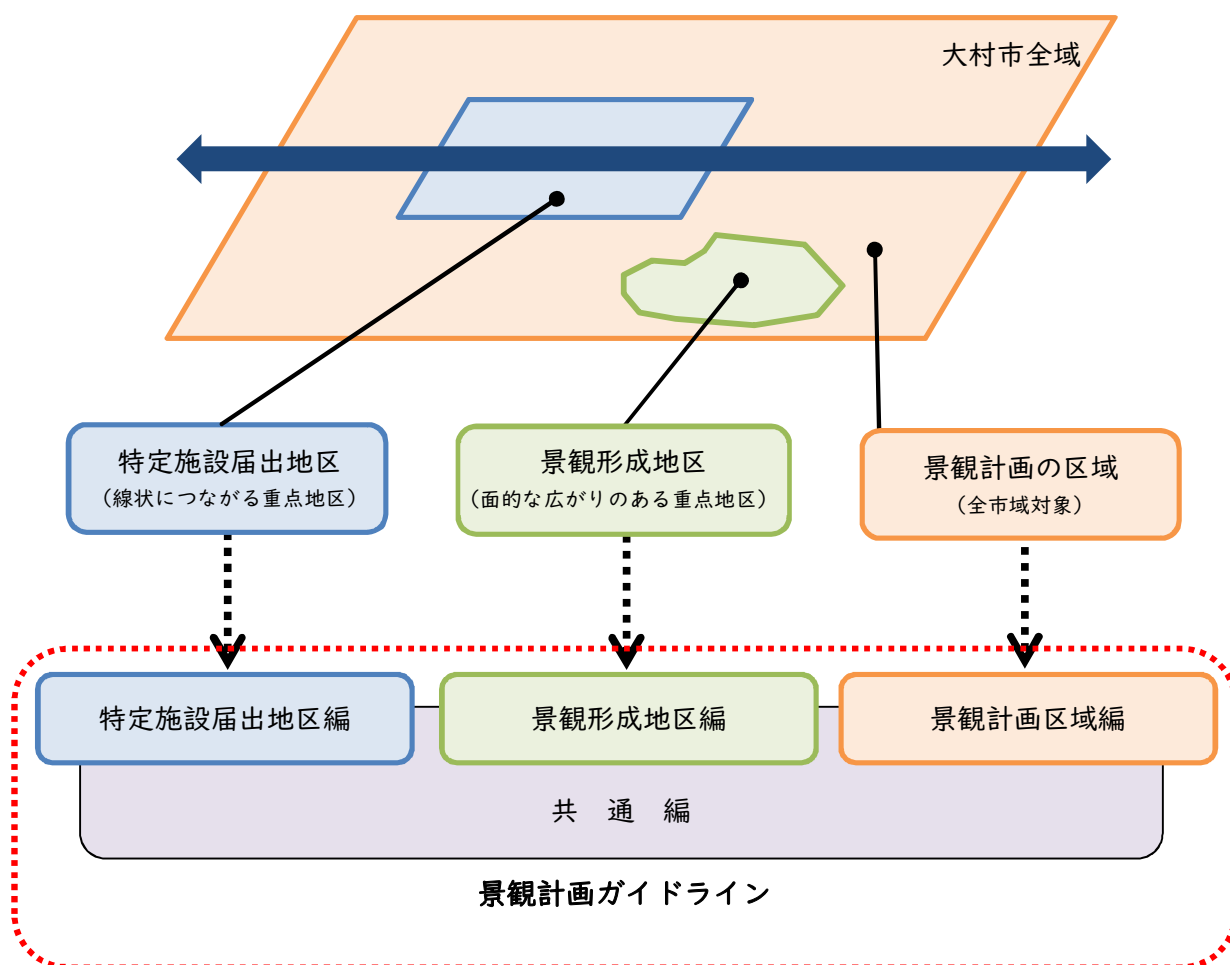
良好な景観形成を図るため、景観計画では行為の制限に関する事項として「届出対象行為」と「景観形成基準」を定め、景観計画区域内での建築物・工作物等の新築等や開発等の行為について規制誘導を行います。景観計画に関わる届出（景観法第16条第1項）の流れは、次のとおりです。



5. ガイドラインの構成

大村市の景観計画区域は、全市域です。その中でも、特に重点的に景観形成を図る区域を景観形成重点地区として定めています。景観形成重点地区には、面的な広がりのある地域の景観形成地区と、道路沿道の特定施設の集積する線状につながる特定施設届出地区の2種類があります。

そこで、本ガイドラインは、全市域に共通する事項を定めた本編の「共通編」及び区域別に整理した「景観計画区域（全市域対象）編」、「景観形成地区（面的な広がりのある重点地区）編」、「特定施設届出地区（線状につながる重点地区）編」の4部構成としています。



景観計画区域編

景観計画区域編

1. 行為の届出の区域

行為の届出の区域は、全市域です。

2. 届出行為の種類と届出対象の規模

全市域を対象区域とする景観計画区域内において、景観法第16条第1項に基づく届出対象となる行為、規模等は、次のとおりです。

■景観計画区域内の届出行為の種類と届出対象の規模

行為の種類		届出対象の規模
建築物の新築等*	○新築、増築、改築 若しくは移転 ○外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更	○高さが15メートルを超え、又は地階を除く階数が5以上である建築物 ○床面積の合計が1,000平方メートルを超える建築物 ○上記各項目に該当する建築物の外観の修繕、模様替え又は色彩の変更で、行為に係る部分の面積が2分の1以上のもの
工作物の新築等*	○新設、増築、改築 若しくは移転 ○外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更	○高さ（工作物が建築物と一体となって設置される場合にあっては、当該建築物の高さとの合計の高さとする。）が15メートルを超える工作物 ○高さが2メートルを超え、かつ、長さが30メートルを超える塀、垣、門、金網、擁壁、石垣等 ○高さ10メートルを超える建築物に設置する太陽光パネル又はパネル面積の合計が50平方メートルを超える太陽光パネル ○上記各項目に該当する工作物の外観の修繕、模様替え又は色彩の変更で、行為に係る部分の面積が2分の1以上のもの
○都市計画法第4条第12項に規定する開発行為		○都市計画区域内で区域面積3,000平方メートル以上、都市計画区域外で区域面積10,000平方メートル以上の開発行為
○土地の開墾、土石の採取、鉱物の採掘その他の土地の形質の変更		○都市計画区域内で区域面積3,000平方メートル以上、都市計画区域外で区域面積10,000平方メートル以上の土地の開墾、土石の採取、鉱物の採掘その他の土地の形質の変更 ○面積が3,000平方メートル以上の木竹の伐採

行為の種類	届出対象の規模
○屋外における土石、廃棄物、再生資源等の物件の堆積	○高さ 5 メートルを超え、又は面積が 3,000 平方メートルを超える土石、廃棄物、再生資源、その他の物件の屋外での堆積（堆積期間が 60 日以内のものは除く。）
○適用除外	○届出を要しない通常の管理行為、軽易な行為については景観法施行令第 8 条で定める行為とする。 ○大村市風致地区内における建築等の規制に関する条例第 2 条第 1 項の規定により許可を受けなければならない行為

*建築物:建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 2 条第 1 号に規定する建築物

*工作物:(1)垣、門、塀、金網、擁壁、石垣その他これらに類するもの

(2)記念塔、電波塔、物見塔その他これらに類するもの

(3)煙突、排気塔その他これらに類するもの

(4)高架水槽、冷却塔その他これらに類するもの

(5)鉄筋コンクリート造り、金属製又は合成樹脂製の柱（次号に該当するものを除く。）

(6)電気供給若しくは有線電気通信のための電線路又は空中線の支持物

(7)観覧車、コースター、ウォーターシュート、メリーゴーラウンドその他これらに類する遊戯施設

(8)アスファルトプラント、コンクリートプラント、クラッシャープラントその他これらに類する製造施設

(9)石油、ガス、液化石油ガス、穀物、飼料等を貯蔵し、又は加工する施設

(10)自動車等の収納の用途に供する立体的な施設

(11)汚物処理施設、ごみ処理施設その他の処理施設

(12)太陽光発電設備等その他これらに類するもの

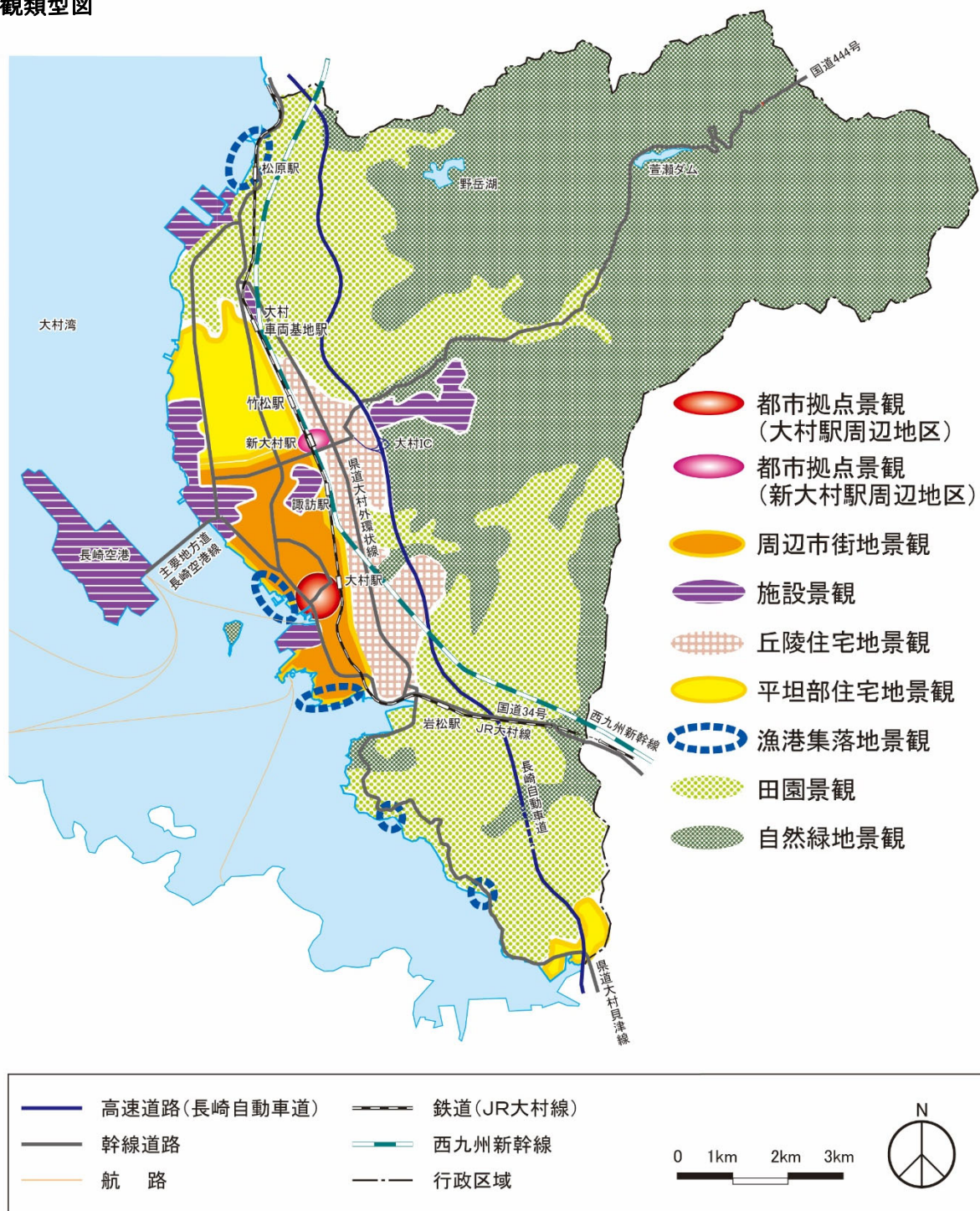
(13)その他市長が指定したもの

3. 行為の基準

(1) 景觀類型

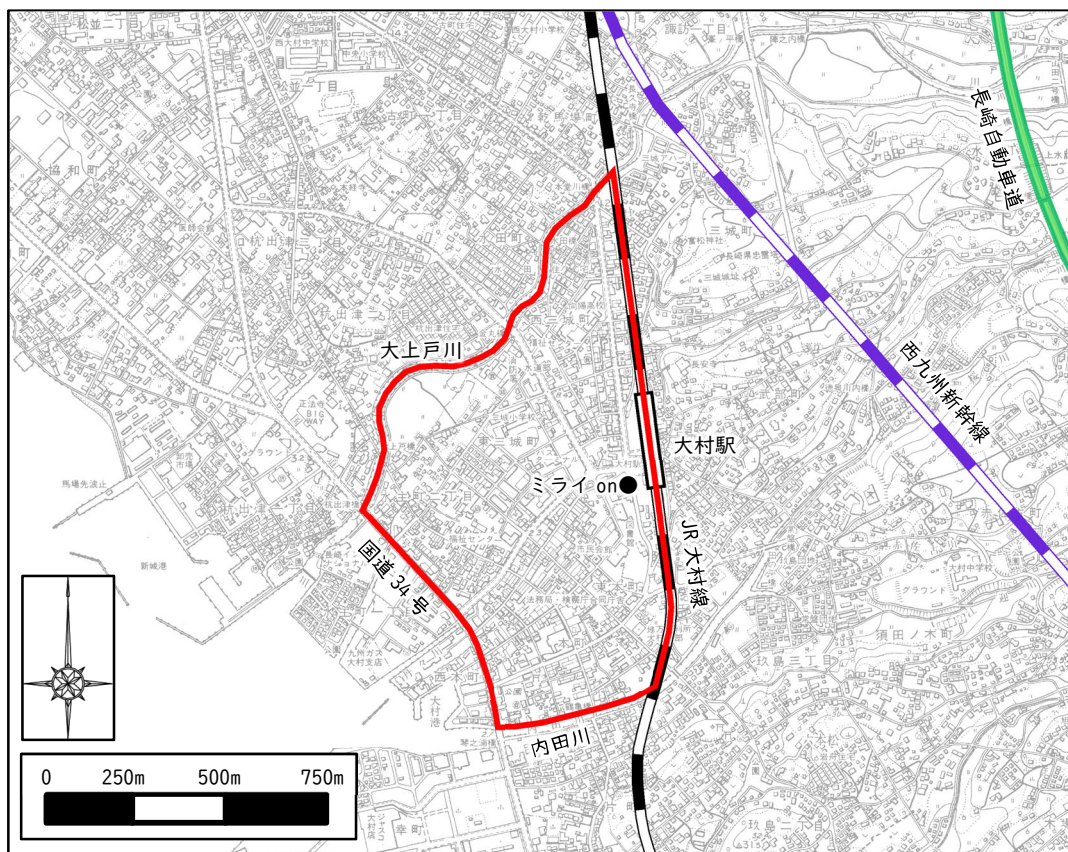
行為の基準は、景観的な特徴をもとに類型化した区分ごとに定めています。景観類型は、全市域を対象区域とする景観計画区域を下図のとおり9つに区分しています。

■景觀類型図



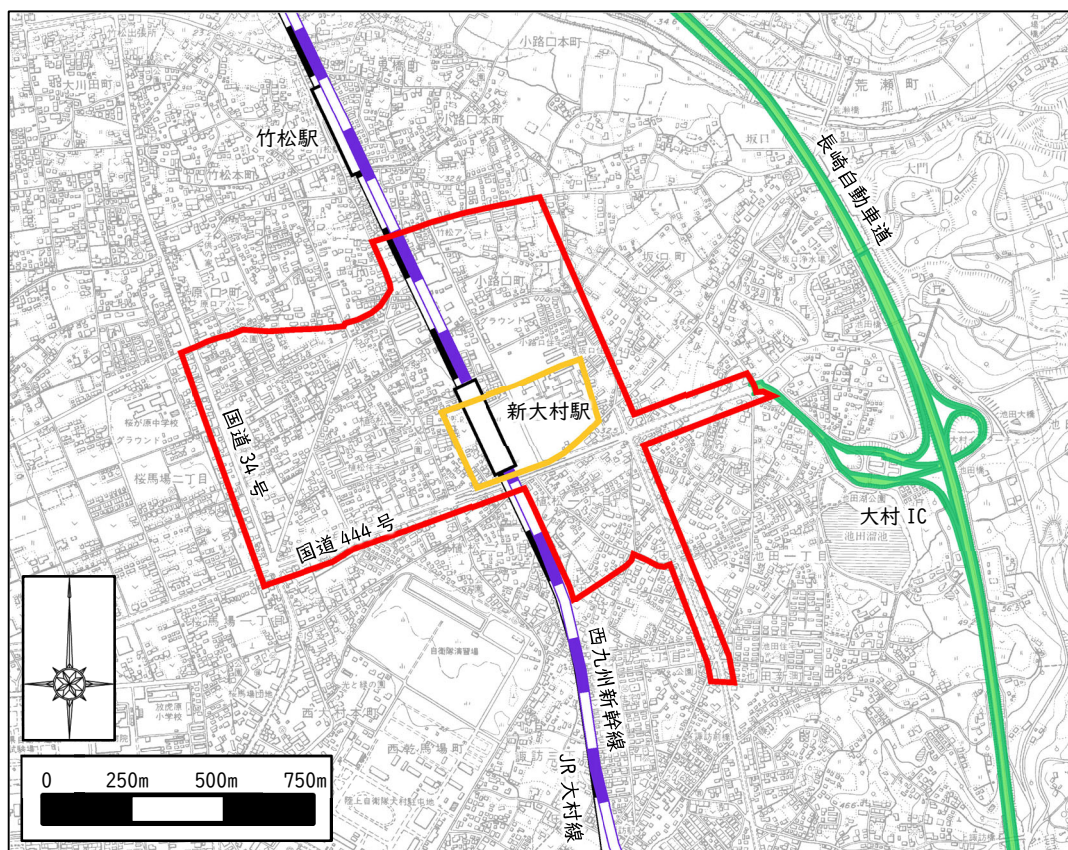
■都市拠点景観（大村駅周辺地区）の区域図

（大村中心地区都市再生整備計画の区域）



■都市拠点景観（新大村駅周辺地区）の区域図

（大村市立地適正化計画・都市拠点の区域）



(2) 景観類型別景観形成の基本的方向

景観類型別の景観形成の基本的な方向は、次のとおりです。

景観類型	景観形成の基本的方向	景観のイメージ
都市拠点 景観 (大村駅周辺 地区)	○商業地のにぎわいを演出する景観の形成 ○大村市の中心地として質の高い景観の形成 ○新たなまちのシンボル景観の創造 ○周辺景観に配慮した大規模建築物の景観誘導	
都市拠点 景観 (新大村駅周 辺地区)	○「長崎県の玄関口」にふさわしい新市街地のにぎわいを演出する質の高い景観の形成 ○若者が集い、躍動感を演出するとともに、花と緑に囲まれた新しい生活を提案する新たなまちのシンボル景観の創造 ○周辺景観に配慮した大規模建築物の景観誘導 ○交流人口を意識した適切な屋外広告物の規制・誘導	
周辺市街地 景観	○旧来からの商業地の魅力ある商業地景観の形成 ○緑やオープンスペースの確保により身近で快適な住宅地景観の形成 ○計画的な土地利用の誘導による新興市街地景観の形成 ○歴史的・文化的景観資源の保全	

景観類型	景観形成の基本的方向	景観のイメージ
施設景観	○施設周辺の地域特性や地域景観に調和した施設景観の形成 ○眺望景観に配慮した施設景観の形成 ○施設外周部での緑化による遮蔽など景観緩衝機能の導入による緩衝景観の形成	
丘陵住宅地景観	○屋敷林や生垣及び石垣の保全と、これに調和した住宅地景観の規制誘導 ○農地、斜面樹林地等の自然景観の保全 ○住宅地開発等に対する周辺環境との調和を促す景観の規制誘導 ○歴史的・文化的景観資源の保全	
平坦部住宅地景観	○住工等の用途混在による阻害景観物の改善誘導 ○工場、商業施設、駐車場等の外周部での緑化による遮蔽など、景観緩衝機能の導入による緩衝景観の形成 ○周辺景観に配慮した緑豊かな低層・中層住宅地景観の形成 ○農地等の継続的活用による自然景観の保全	
漁港集落地景観	○海とのつながりを意識した漁港集落地景観の形成 ○漁港の個性を前面に出した水辺の雰囲気づくり ○集落の歴史的資源、施設等を活かした気品と風格のある集落地景観、歴史的街道景観の形成	

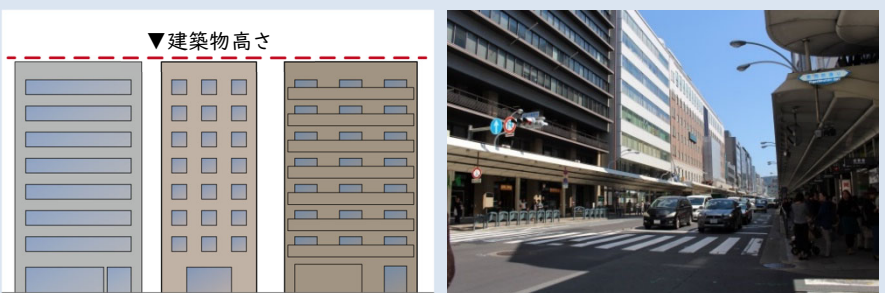
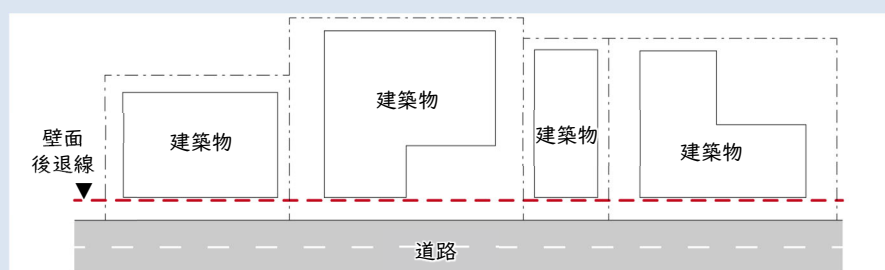
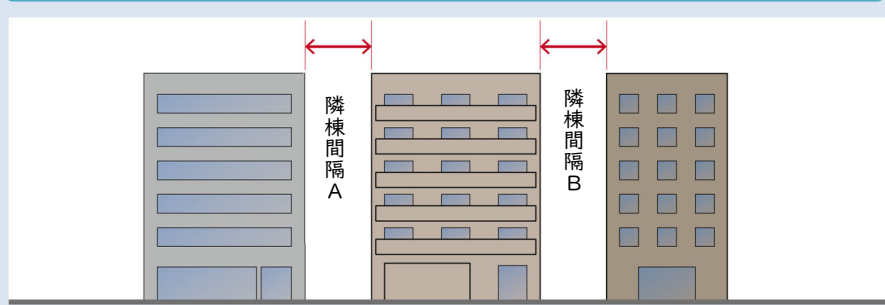
景観類型	景観形成の基本的方向	景観のイメージ
田園景観	○農地の環境保全機能に配慮した田園景観の保全 ○農地の景観と調和した集落地景観の形成 ○地域を特徴づける石垣、生垣、樹林等の保全	
自然緑地景観	○植生や生態系に配慮した自然緑地景観の保全 ○河川、湖の水辺景観の保全 ○中山間地の棚田や集落景観の保全 ○魅力ある自然的レクリエーション拠点施設の景観の形成	

(3) 景観形成基準

景観類型別の景観形成に係る行為の基準は、次のとおりです。

①建築物の新築等・工作物の新築等

ア．位置及び規模

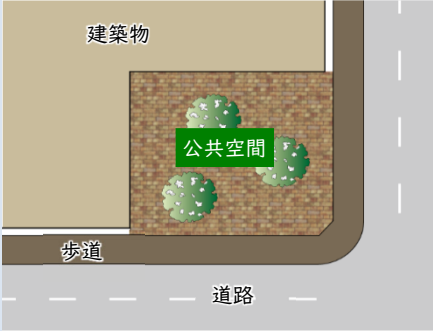
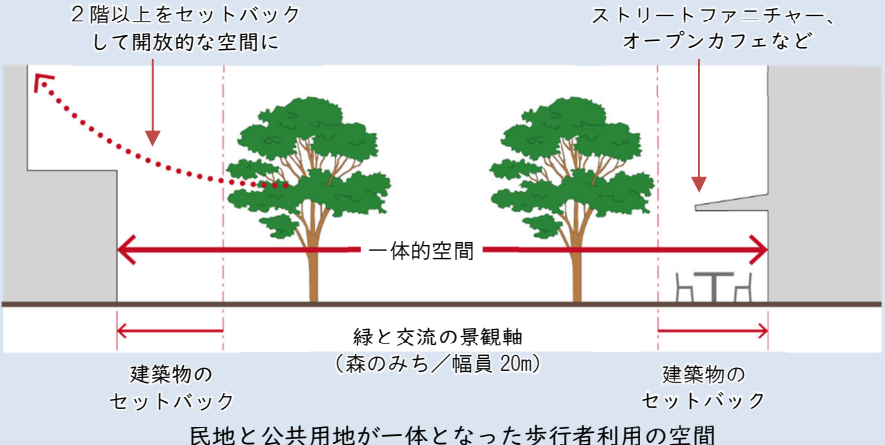
基本的配慮事項	周辺の景観と調和した位置及び規模に配慮すること。
景観類型別の行為の基準	都市拠点景観 (大村駅周辺地区) ○周辺の建築物の高さや壁面位置の調和を図り、まちなみとしての連続性やまとまりを確保するよう配慮すること。 景観配慮のポイント 建築物の高さを揃える  ▼建築物高さ 建築物の前面外壁が一定の高さ 建築物の高さが一定の通り 景観配慮のポイント 壁面の位置を揃える  壁面後退線 建築物 道路 建築物前面の外壁面位置が一定 景観配慮のポイント 建築物の隣棟間隔の距離を揃える・広くする  隣棟間隔 A 隣棟間隔 B 建築物の隣棟間の距離が一定

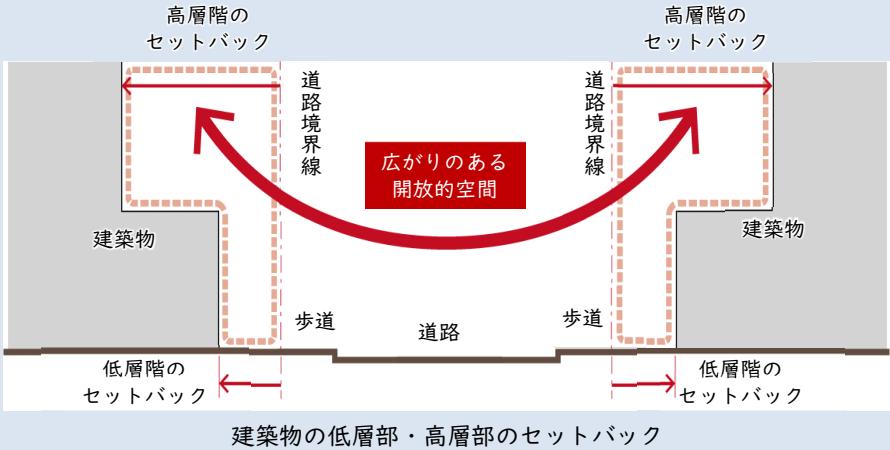
基本的配慮事項	周辺の景観と調和した位置及び規模に配慮すること。
景観類型別の行為の基準	○周辺の建築物の高さや壁面位置の調和を図り、まちなみとしての連続性やまとまりを確保するよう配慮すること。 景観配慮のポイント 建築物の高さを揃える（再） 景観配慮のポイント 壁面の位置を揃える（再） 景観配慮のポイント 建築物の隣棟間隔の距離を揃える・広くする（再） ○空と大地の景観軸や緑と交流の景観軸沿いの建築物は多良山系への見通しや背景となる山並みの見え方に配慮すること。 景観配慮のポイント 多良山系の緑との調和 道路 住宅 道路 多良山系の緑と調和する建築物
周辺市街地景観 施設景観 丘陵住宅地景観 平坦部住宅地景観 漁港集落地景観	○周辺の建築物や自然景観から突出した印象にならないように周辺の景観との調和に配慮すること。 ○圧迫感を緩和するために高層部分を後退させ、背景の山並みにも配慮すること。 景観配慮のポイント 周辺景観を借景とする目立たない工夫 山の緑を借景とした位置・規模による景観調和

基本的配慮事項		周辺の景観と調和した位置及び規模に配慮すること。
景観類型別の行為の基準	周辺市街地景観 施設景観 丘陵住宅地景観 平坦部住宅地景観 漁港集落地景観	景観配慮のポイント 建築物高層部のセットバック 道路に近い位置に高い建築物が建つと稜線が見えない。 建築物の高層部を道路から遠くに建てると、稜線が見える。 建築物の高層部分を後退して遠景の山の緑を見る
	田園景観 自然緑地景観	○建築物の密集を防ぎ、周辺を緑化し、自然景観が妨げられないよう配慮すること。 ○背景となる山並みや丘陵の稜線に調和する建築物の位置、規模等とし、周辺の景観を阻害しないよう配慮すること。 景観配慮のポイント 周辺景観を借景とする目立たない工夫（再） 景観配慮のポイント 建築物の隣棟間隔の距離を揃える・広くする（再）

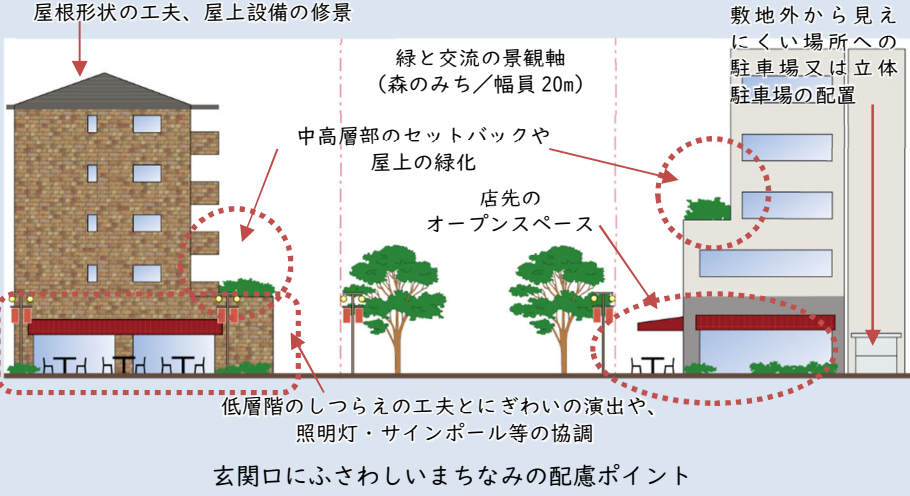
基本的配慮事項	市内を見渡せる場所からの眺望を妨げないよう建築物及び工作物の位置及び規模に配慮すること。
景観類型別の行為の基準	都市拠点景観（大村駅周辺地区） ○背景となる山並みや海辺への連続性を分断しないような位置及び規模に配慮すること。 ○ランドマークとなる歴史的建造物への眺望が遮られないよう配慮すること。 景観配慮のポイント ランドマークへの視点の確保 ランドマークへの視点の確保（大村駅）
	都市拠点景観（新大村駅周辺地区） ○背景となる多良岳山系の山並みや長崎空港及び大村湾への視界の連続性を分断しないような位置及び規模に配慮すること。 景観配慮のポイント 多良山系・海への眺望景観 新大村駅からの眺望（建築物高さの抑制） ○ランドマークとなる新大村駅の見え方に配慮すること。 景観配慮のポイント ランドマークへの景観保全 新大村駅（駅東口）への眺望（琴平スカイパークから）

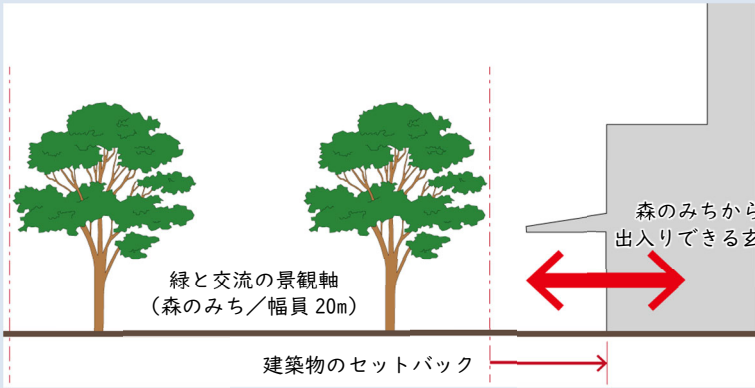
基本的配慮事項		市内を見渡せる場所からの眺望を妨げないよう建築物及び工作物の位置及び規模に配慮すること。
景観類型別の行為の基準	周辺市街地景観 施設景観 丘陵住宅地景観 平坦部住宅地景観 漁港集落地景観	○良好な眺望ポイントの確保のため、背景となる山や海への視線を妨げない位置及び規模に配慮すること。 ○市街地からの山並みの眺望を確保するため、建築物の高さに配慮すること。 景観配慮のポイント 眺望視点場周辺の景観整序  主要な眺望視点場からの眺望の確保 (長崎空港)
	田園景観 自然緑地景観	○周囲からの眺望を妨げないような位置及び規模に配慮すること。 景観配慮のポイント 眺望視点場周辺の景観整序   琴平スカイパークからの眺望 妙法寺（陰平町）からの眺望 ○山並みの稜線や海浜部における海辺の連続性を分断しないように配慮すること。 ○良好な山並みへの景観の確保のために、敷地内での工作物の位置及び規模に配慮すること。 景観配慮のポイント 周辺景観を借景とする目立たない工夫（再）

基本的配慮事項	歩行者等に対する圧迫感及び威圧感を緩和させるよう道路等の公共用地に接する部分から後退し、空間の確保に努める等位置及び規模に配慮すること。
景観類型別の行為の基準	都市拠点景観 (大村駅周辺地区) ○セットバックや隅切りにより後退し、オープンスペース等の空間を確保し、歩行者等に対する圧迫感の軽減のため、建築物の配置に配慮すること。 ○道路から後退し、広々とした公共空間を創出するよう配慮すること。 景観配慮のポイント 歩行者が利用できるオープンスペースの創出   建築物敷地の一部を公共空間として活用 建築物後退によるオープンスペース
	都市拠点景観 (新大村駅周辺地区) ○セットバックや隅切りにより後退し、オープンスペース等の空間を確保し、歩行者等に対する圧迫感の軽減のため、建築物の配置に配慮すること。 景観配慮のポイント 歩行者が利用できるオープンスペースの創出 (再) ○緑と交流の景観軸沿いは、遊歩道と一体となって利用できる空間を創出するよう配慮すること。 景観配慮のポイント 森のみちと一体的なオープンスペースの創出 

基本的配慮事項	歩行者等に対する圧迫感及び威圧感を緩和させるよう道路等の公共用地に接する部分から後退し、空間の確保に努める等位置及び規模に配慮すること。
景観類型別の行為の基準	周辺市街地景観 施設景観 丘陵住宅地景観 平坦部住宅地景観 漁港集落地景観 ○道路から後退し、周辺のまちなみへの威圧感の軽減に配慮すること。 ○道路から後退し、歩行者等への圧迫感及び威圧感を緩和するよう公共空間の確保に配慮すること。 景観配慮のポイント 開放的で快適なまちなみ空間づくり  建築物の低層部・高層部のセットバック
	田園景観 自然緑地景観 ○道路から後退し、緑化スペースとして活用する等、周辺の景観との調和に配慮すること。 ○周辺の景観と不調和にならないよう、建築物の規模や位置等の配慮をすること。 景観配慮のポイント 連続する緑の景観づくり  道路沿いに連続する宅地内の緑

イ．形態及び意匠

基本的配慮事項	周辺の景観と調和し、全体的に違和感がなく、まとまった形態及び意匠となるよう配慮すること。
都市拠点景観 (大村駅周辺地区)	○まちなみとしてまとまりや一体感を創出するため、周辺の建築物の形態や意匠に調和するよう配慮すること。 景観配慮のポイント ファサードの幅や高さがそろった外壁のデザイン  統一した軒高・建物高さ  低層階の共通デザインによる調和
景観類型別の行為の基準	○交流ゾーンにおいては、新大村駅舎と調和した玄関口にふさわしいまちなみとなるよう配慮すること。 屋根形状の工夫、屋上設備の修景  玄関口にふさわしいまちなみの配慮ポイント ○緑と交流の景観軸沿いは、建物入口や開口部等を設けるなど、通りとの一体感を創出する建築デザインとなるよう配慮すること。 景観配慮のポイント にぎやかさが演出された通りのデザイン  歩行者専用道路沿いの店舗  オープンテラス

基本的配慮事項	周辺の景観と調和し、全体的に違和感がなく、まとまった形態及び意匠となるよう配慮すること。
景観類型別の行為の基準	都市拠点景観 (新大村駅周辺地区)  緑と交流の景観軸 (森のみち／幅員 20m) 森のみちから 出入りできる玄関 建築物のセットバック 森のみちと建築物との連続性・一体感を高める工夫  単調な外壁の見え方に配慮したショーウィンドー
	周辺市街地景観 施設景観 丘陵住宅地景観 平坦部住宅地景観 漁港集落地景観 ○まちなみとしてまとまりある形態及び意匠とするため、周辺の住宅等との調和に配慮すること。 ○屋根の形態等をそろえることにより、まちなみとしてのまとまりの創出に配慮すること。 景観配慮のポイント 落ち着きのある閑静なまちなみ  低層住宅のまちなみ  勾配屋根が連なるまちなみ

基本的配慮事項	周辺の景観と調和し、全体的に違和感がなく、まとまった形態及び意匠となるよう配慮すること。
景観類型別の行為の基準 田園景観 自然緑地景観	○山や海への眺望や周辺の自然・田園景観と調和するような形態及び意匠となるよう配慮すること。 ○背景となる自然景観との調和や、周辺集落と勾配屋根が連続するよう屋根の形態に配慮すること。 景観配慮のポイント 自然景観に溶け込むデザイン 山や農地の緑と調和した集落（郡川東側の丘陵地域）
共通基準	○当該地域にふさわしい建築物のデザインとし、特に突出しない形態及び意匠となるように配慮すること。 景観配慮のポイント まちなみの連続性・まちかどづくり 連続した傾斜屋根による調和 印象的なまちかど（ミライ on） ○屋外設備は露出しないよう建物と一体となるような形態及び意匠に配慮すること。 ○建物の美観を損なうような構築物（屋外設備や屋外階段等）は、デザインの工夫により建物の一体化、調和を図るよう配慮すること。 景観配慮のポイント 一体的デザインの工夫 建物付帯施設（屋外階段等）が前面道路から直接見えないよう建物外壁の内側に隠す

基本的配慮事項

周辺の景観と調和し、全体的に違和感がなく、まとまった形態及び意匠となるよう配慮すること。

○公共空間やランドマークからの眺望や自然景観を阻害しない形態とし、屋外設備（地上設置、建築物の屋上設置等）の垂直面（側面）が見えないように、屋外設備の高さ以上の植栽、ルーバー、塀等により遮蔽するように配慮すること。

景観配慮のポイント 屋外設備の目隠し



屋上設備の景観的遮蔽

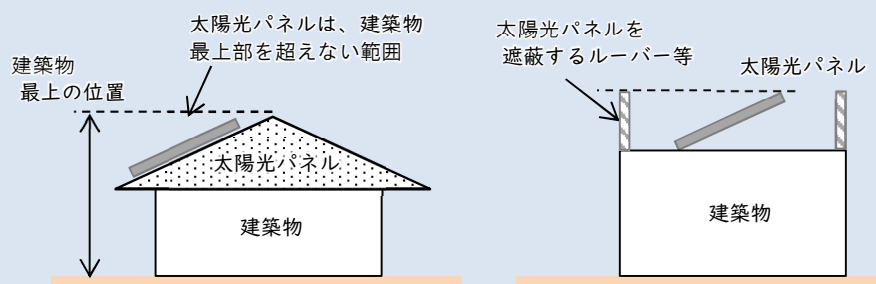


空調室外機を囲った犬矢来

共通基準

○太陽光パネルを地上に設置する場合は、植栽、ルーバー、塀等により遮蔽するように配慮すること。勾配屋根に設置する場合は、最上部が建築物の最上部を超えないように設置して屋根と一体化するよう配慮すること。陸屋根に設置する場合は、最上部を低くするか、ルーバー等により目立たないように建築物と一体化させるよう配慮すること。

景観配慮のポイント 太陽光パネルの目隠し



太陽光パネルの景観的遮蔽

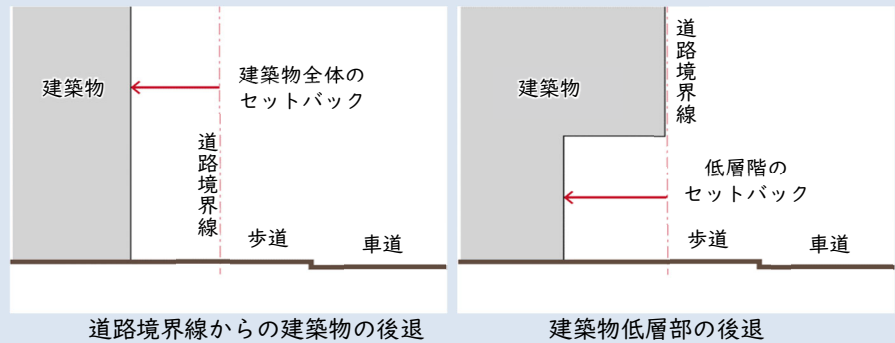
基本的配慮事項

高層又は長大な壁面となる場合は、デザインの工夫等により圧迫感、威圧感を緩和させる形態及び意匠となるよう配慮すること。

都市拠点景観
(大村駅周辺地区)

○低層部の形態及び意匠により圧迫感、威圧感の軽減を図り、快適な公共空間の創出に配慮すること。

景観配慮のポイント 建築物のセットバック



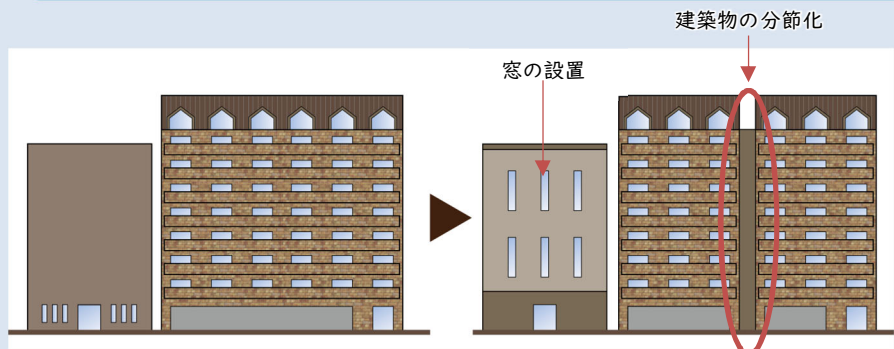
道路境界線からの建築物の後退

建築物低層部の後退

都市拠点景観
(新大村駅周辺地区)

○均一のデザインが連続する形態及び意匠は出来るだけ避け、タテやヨコの分節化や材質等の変化により、まちなみが豊かな表情を持つよう配慮すること。

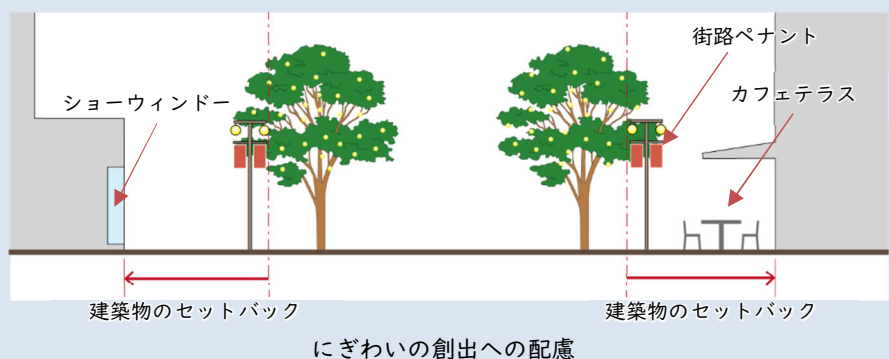
景観配慮のポイント 外壁面の豊かな表情づくり



単調な壁面形態、窓の配置、建物分節化等による豊かな表情

○商業、業務施設の低層部は、ショーウィンドーや、イルミネーションなどまちなみの賑わいの創出に配慮すること。

景観配慮のポイント まちなみにぎわいの創出

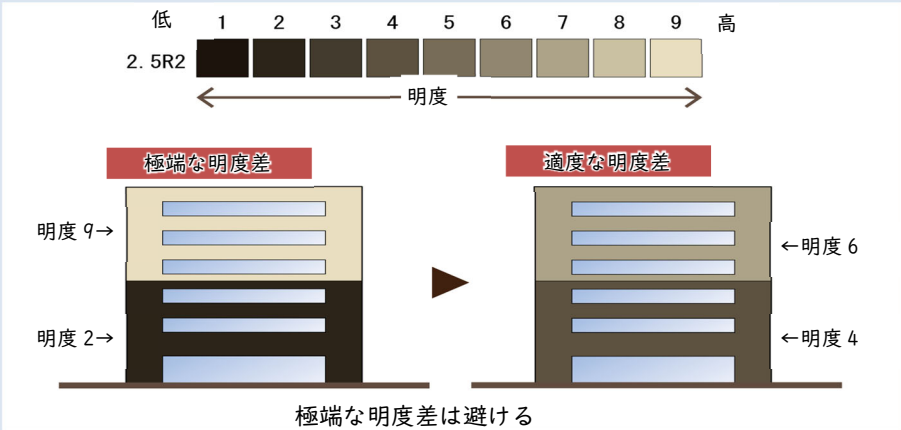


にぎわいの創出への配慮

基本的配慮事項		高層又は長大な壁面となる場合は、デザインの工夫等により圧迫感、威圧感を緩和させる形態及び意匠となるよう配慮すること。
景観類型別の行為の基準	周辺市街地景観 施設景観 丘陵住宅地景観 平坦部住宅地景観 漁港集落地景観	○周辺の建築物との調和を図るため、壁面の分節化等によりまちなみとしての連続性の確保に配慮すること 景観配慮のポイント まちなみの連続性・まちかどづくり（再） 景観配慮のポイント 連続する緑の景観づくり（再） 景観配慮のポイント 外壁面の豊かな表情づくり（再）
	田園景観 自然緑地景観	○周辺の自然や景観から突出した印象を与えないような屋上や壁面の形態及び意匠とするよう配慮すること。 ○壁面の分節化等により周辺自然環境との不調和を避けるよう配慮すること。 景観配慮のポイント 自然景観に溶け込むデザイン（再）
共通基準		○長大で単純な壁面は凹凸をつけることにより、圧迫感等の軽減に配慮すること。 景観配慮のポイント 建築物壁面の分節化 建築物の分節化による景観の変化 景観配慮のポイント 高層階部分のセットバック 道路から見上げた時の空間の広がりによる圧迫感等の緩和 備考 景観形成基準の表中における高層部とは地上からの高さ10メートル以上又は4階以上、又、低層部とは地上からの高さ10メートル未満又は3階以下の部分をいいます。

ウ. 色彩

基本的配慮事項		多数の色使用や派手な色彩は避け、周辺の景観と調和し、建築物全体でまとまりを感じさせる色彩となるよう配慮すること。	
景観類型別の行為の基準	都市拠点景観 (大村駅周辺地区)	○低彩度を基調とするが、にぎわいづくりが必要なところではアクセントを与える色彩になるよう配慮すること。 ○まちなみや通りの賑わいを演出するために、アクセント色は、低層部に用いるよう配慮すること。	景観配慮のポイント 通りのにぎわいを演出するためのアクセント  アクセントカラーの活用による演出
	都市拠点景観 (新大村駅周辺地区)	○まちなみや通りの賑わいを演出するために、アクセント色は、低層部に用いるよう配慮すること。 ○新大村駅舎と調和したまとまりや連続性を感じさせる色彩になるよう配慮すること。	景観配慮のポイント 新大村駅駅舎の色彩と調和し、落ちつきや歴史を感じさせる工夫  低層部は木色、高層部は明度の高い色調の建築物
	周辺市街地景観 施設景観 丘陵住宅地景観 平坦部住宅地景観 漁港集落地景観	○低彩度を基調とし、まとまりを感じさせる色彩になるよう配慮すること。 ○隣接する建築物との色差を小さくし、まちなみにまとまりと連続性が生まれるよう配慮すること。 ○当該地域で昔から使われてきた色彩や配色を活用するよう配慮すること。 ○建築物が建ち並ぶ通りは、色相や色調をそろえて、周辺のまちなみと不調和にならないように配慮すること。	景観配慮のポイント 当該地域で昔から使われてきた屋根・外壁の色彩を基調  当該地域で使われてきた屋根や外壁の色彩の例

基本的配慮事項		多数の色使用や派手な色彩は避け、周辺の景観と調和し、建築物全体でまとまりを感じさせる色彩となるよう配慮すること。
景観類型別の行為の基準	田園景観 自然緑地景観	○田園景観や自然緑地景観との調和に配慮し、低彩度の落ち着いた色彩になるよう配慮すること。 ○当該地域で昔から使われてきた色彩や配色を活用するよう配慮すること。 ○建築物が建ち並ぶ通りは、色相や色調をそろえて、周辺のまちなみと不調和にならないように配慮すること。 景観配慮のポイント 自然と調和した色彩を基調  山や農地の緑に溶け込む住宅等
	共通基準	○建築物及び工作物の外観に使用できる色彩の制限範囲は、次頁表のとおりとする。 ただし、次の場合については、この限りではない。 ・以下の範囲内で外観のアクセント色として着色する部分の色彩。 - 低層部に使用する色彩で、低層部各面の見付面積の5分の1未満 - 高層部に使用する色彩で、高層部各面の見付面積の10分の1未満 ・着色していない木材・土壁・石材・ガラス材等の材料によって仕上げられる部分の色彩。 備考 景観形成基準の表中における高層部とは地上からの高さ10メートル以上又は4階以上、又、低層部とは地上からの高さ10メートル未満又は3階以下の部分をいいます。 色相・明度・彩度は、JIS・Z8721（三属性による色の表示方法）規格により尺度化した表色系を指します。 ○過度に明度差（コントラスト）の大きな配色は極力避け、適切な明度対比を持たせた同系色を用いるなど周辺環境や自然との調和に配慮すること。 景観配慮のポイント 極端な明度差の配慮  極端な明度差は避ける

基本的配慮事項

多数の色使用や派手な色彩は避け、周辺の景観と調和し、建築物全体でまとまりを感じさせる色彩となるよう配慮すること。

○太陽光パネルの色彩は、黒若しくは濃紺又は低彩度かつ低明度で、反射が少なく模様の目立たないものに配慮すること。

色彩基準：建築物及び工作物の外観に使用できる色彩の制限範囲

①-1 都市拠点景観（大村駅周辺地区）

①-2 都市拠点景観（新大村駅周辺地区）

<別表 1 高層部（高さ 10 メートル以上又は 4 階以上）>

色相	明度	彩度
0.1R～10R	4 以上 9 以下	4 以下
0.1YR～5Y		6 以下
上記以外の有彩色		2 以下
無彩色		—

<別表 2 低層部（高さ 10 メートル未満又は 3 階以下）>

色相	明度	彩度
全ての有彩色	2 以上 9 以下	6 以下
無彩色		—

共通基準

②周辺市街地景観

③施設景観

④丘陵住宅地景観

⑤平坦部住宅地景観

⑥漁港集落地景観

⑦田園景観

⑧自然緑地景観

<別表 3 高層部（高さ 10 メートル以上又は 4 階以上）>

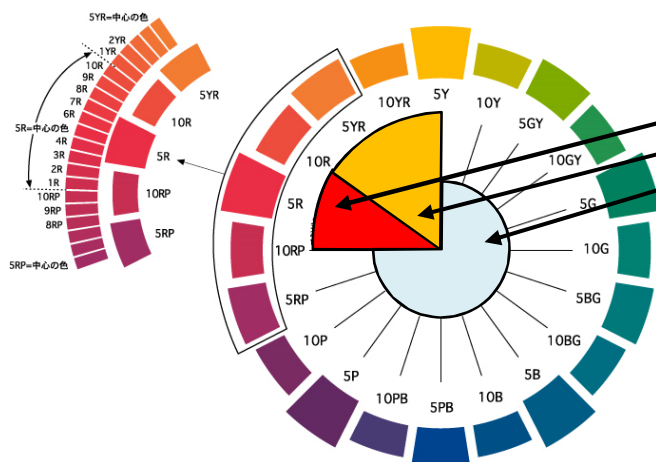
色相	明度	彩度
0.1R～10R	6 以上 9 以下	4 以下
0.1YR～5Y		6 以下
上記以外の有彩色		2 以下
無彩色		—

<別表 4 低層部（高さ 10 メートル未満又は 3 階以下）>

色相	明度	彩度
0.1R～10R	2 以上 9 以下	4 以下
0.1YR～5Y		6 以下
上記以外の有彩色		2 以下
無彩色		—

<別表1・2-都市拠点景観（大村駅周辺地区・新大村駅周辺地区）の色彩基準>

中心市街地景観（大村駅周辺地区、新大村駅周辺地区）における建築物及び工作物の外観に使用できる色彩（色相及び彩度）の制限範囲は、下表のとおりです。



■高層部（高さ10m以上又は4階以上）

色相	明度	彩度
0.1R～10R		4以下
0.1YR～5Y	4以上	6以下
上記以外の有彩色	9以下	2以下
無彩色		—

■低層部（高さ10m未満又は3階以下）

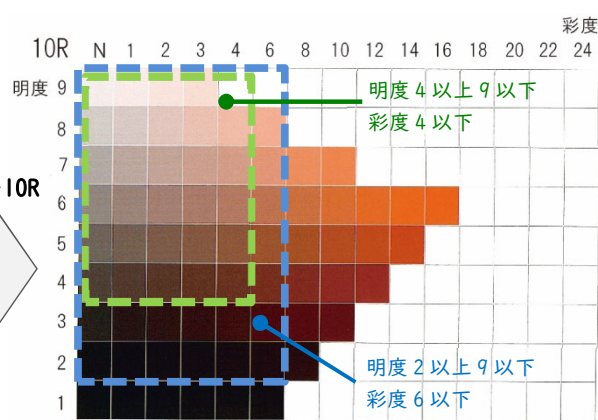
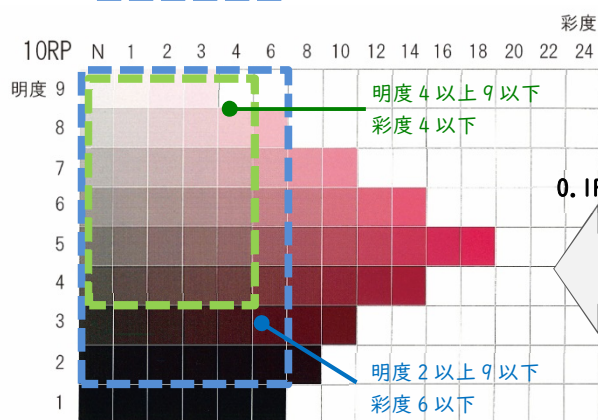
色相	明度	彩度
全ての有彩色	2以上	6以下
無彩色	9以下	—

※ただし、次の場合については、この限りではない。
・以下の範囲内で外観のアクセント色として着色する部分の色彩。

低層部に使用する色彩で、低層部各面の見付面積の5分の1未満

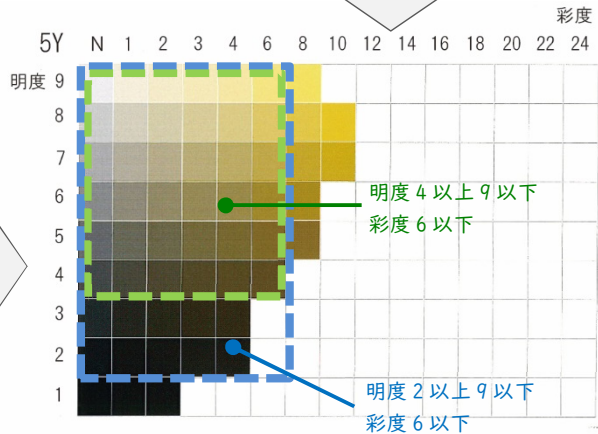
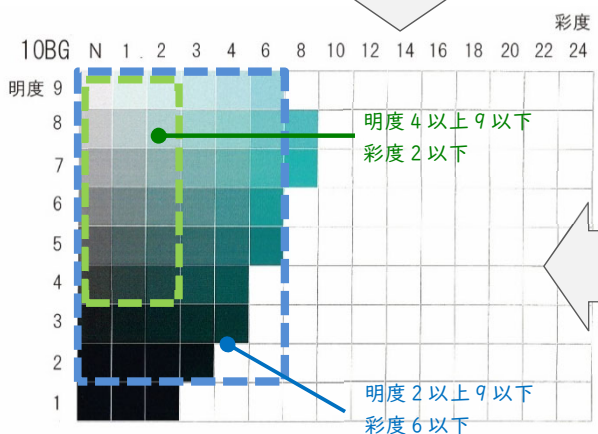
高層部に使用する色彩で、高層部各面の見付面積の10分の1未満

・着色していない木材・土壁・石材・ガラス材等の材料によって仕上げられる部分の色彩。



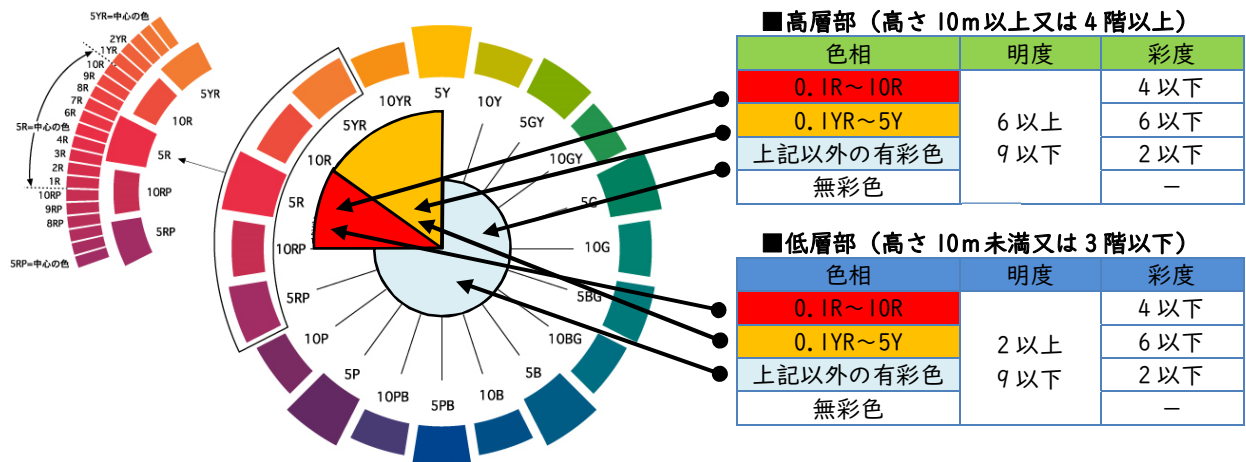
1B(10BG)～10RP

0.1YR(10R)～5Y



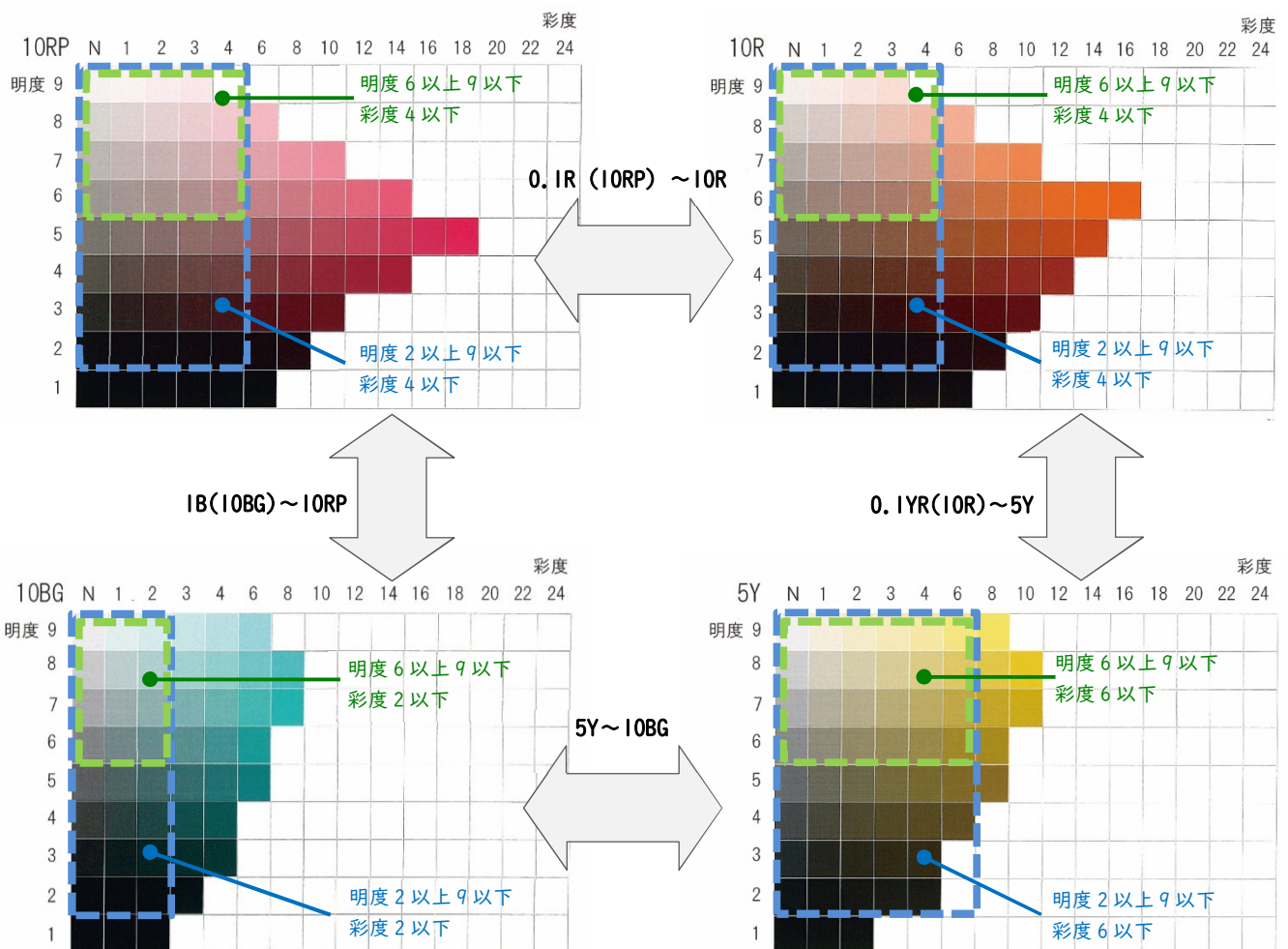
<別表 3・4ー都市拠点景観以外の景観類型の色彩基準>

都市拠点景観（大村駅周辺地区、新大村駅周辺地区）以外の景観類型における建築物及び工作物の外観に使用できる色彩（色相及び彩度）の制限範囲は、下表のとおりです。



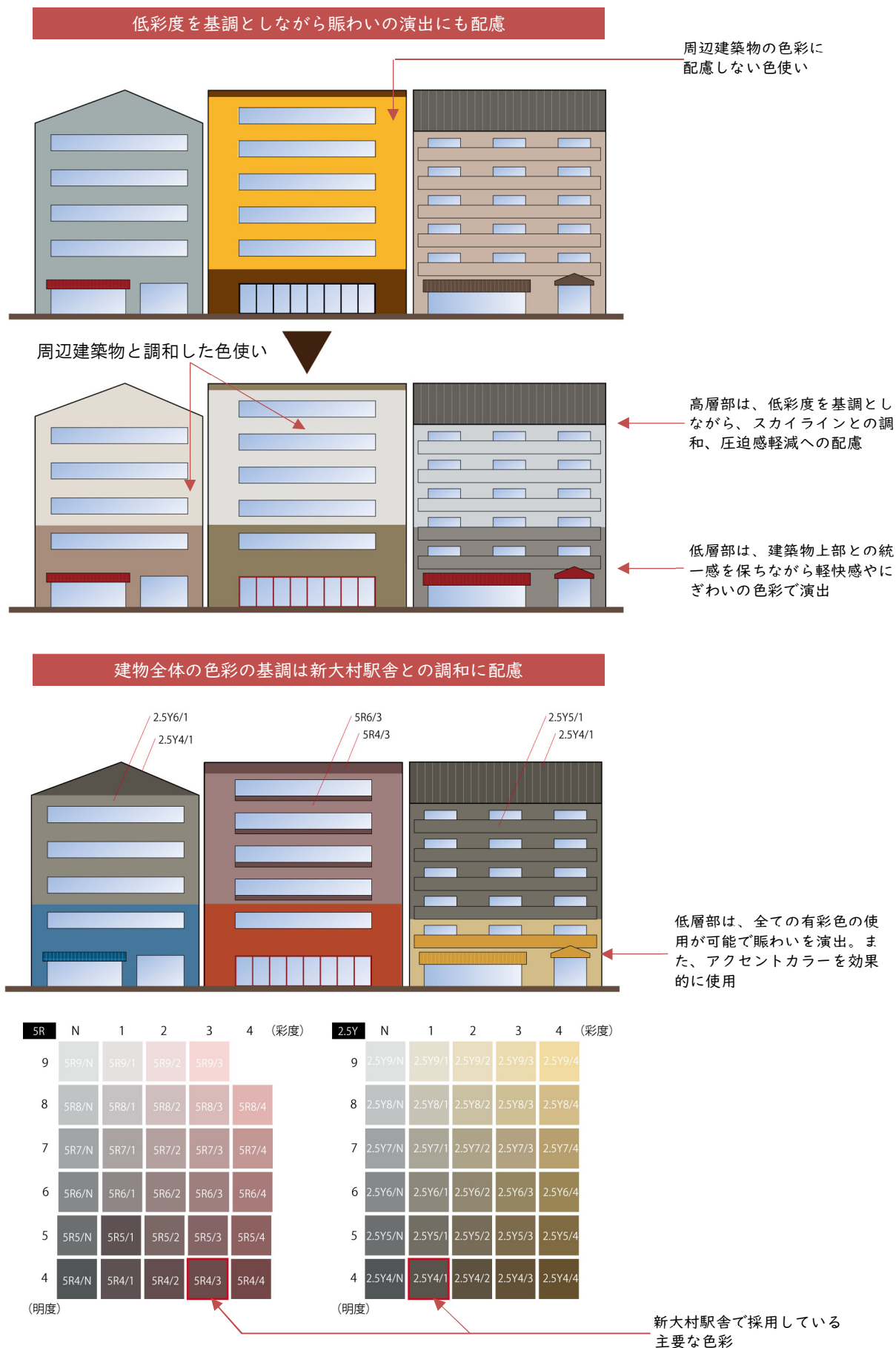
※ただし、次の場合については、この限りではない。

- ・以下の範囲内で外観のアクセント色として着色する部分の色彩。
低層部に使用する色彩で、低層部各面の見付面積の 5 分の 1 未満
高層部に使用する色彩で、高層部各面の見付面積の 10 分の 1 未満
- ・着色していない木材・土壁・石材・ガラス材等の材料によって仕上げられる部分の色彩。



<都市拠点景観（大村駅周辺地区・新大村駅周辺地区）の色彩基準適用イメージ>

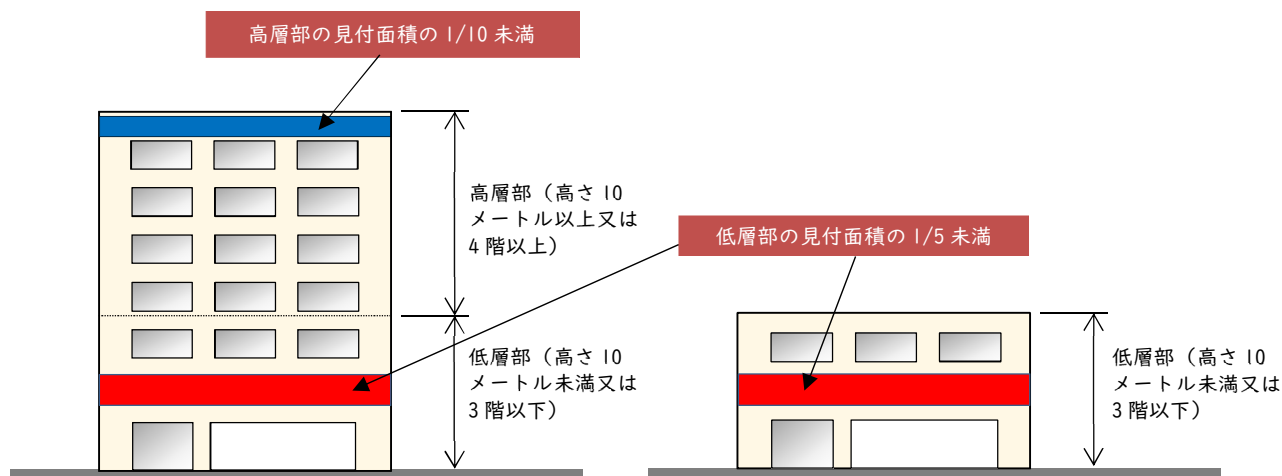
（別表Ⅰ・Ⅱ-都市拠点景観の色彩基準）



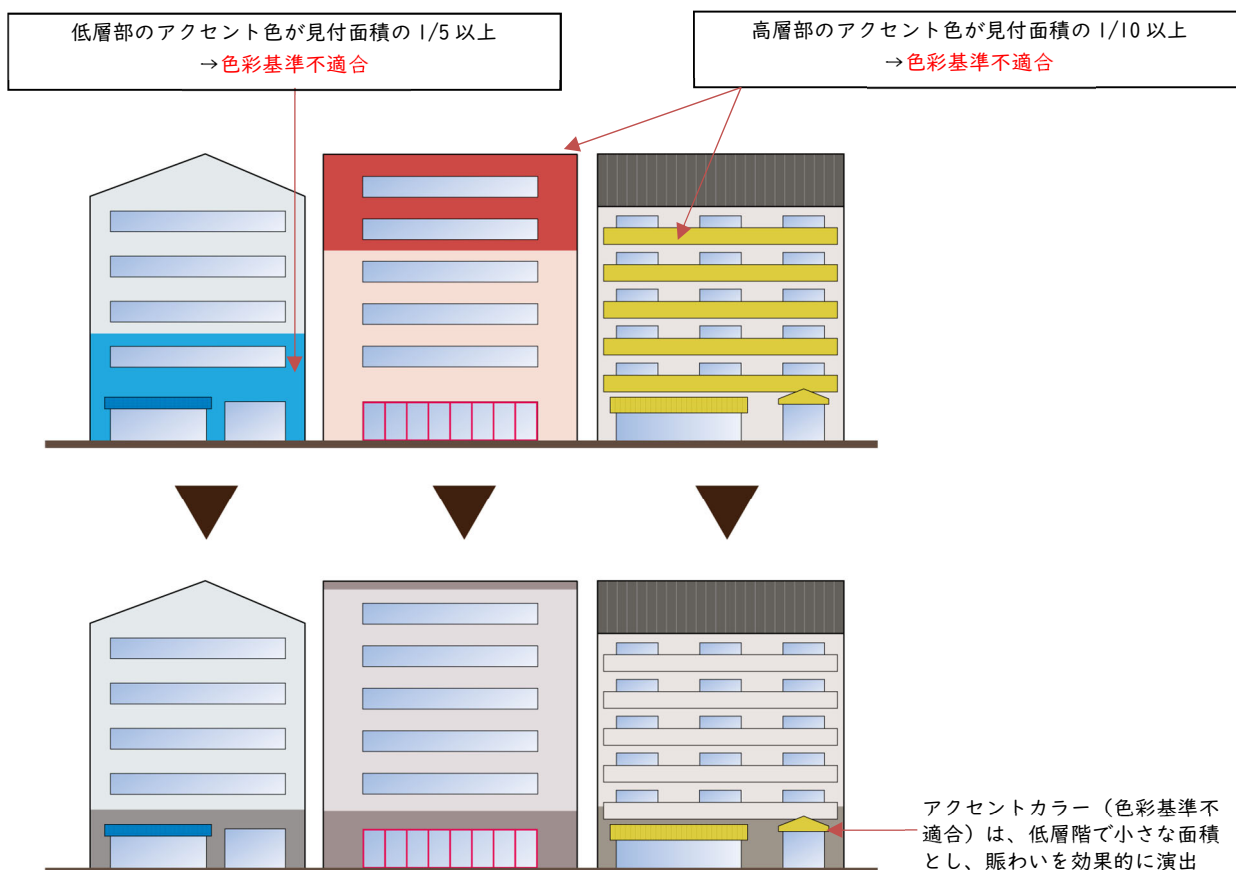
<アクセントカラーの基準>

■高層部（高さ10メートル以上又は4階以上）

■低層部（高さ10メートル未満又は3階以下）



<アクセントカラー使用のイメージ>



エ. 素材

基本的配慮事項		周辺の景観と調和し、かつ長期間に渡って良好な景観を維持できる素材を使用するよう配慮すること。
景観類型別の行為の基準	都市拠点景観 (大村駅周辺地区)	○耐久性に優れ、周囲の建築物と調和する素材を用い、まちなみのイメージを高めるよう配慮すること。
	都市拠点景観 (新大村駅周辺地区)	○耐久性に優れ、新大村駅舎と調和する素材を用い、まちなみのイメージを高めるよう配慮すること。 ○反射率の高い鏡面的な外装材を用いる場合は、周辺への反射や映り込みに十分配慮すること。
	周辺市街地景観 施設景観 丘陵住宅地景観 平坦部住宅地景観 漁港集落地景観	○周辺の環境との調和に配慮し、まちなみの景観向上を目指すよう配慮すること。
	田園景観 自然緑地景観	○周辺の自然環境との調和が図られる素材を用いるよう配慮すること。
共通基準		○経年変化に考慮し、長期間美観を維持できる素材に配慮すること。 ○周辺環境との調和のとれた素材を用いるよう配慮すること。 景観配慮のポイント 周辺景観との一体化  周辺の景観にと一体となった住宅

オ．敷地及び外構

基本的配慮事項	敷地内や外構部は、緑化に努めること。樹姿又は樹勢の優れた既存の樹木がある場合には、保存又は移植により、修景に活用するよう配慮すること。また、緑化の際は、その周辺の植生状況や地域の特性を踏まえた樹種の選定に十分配慮すること。
景観類型別の行為の基準	都市拠点景観 (大村駅周辺地区) ○建築物の周辺には、修景効果の高い緑化やオープンスペースを確保するよう配慮すること。 ○建築物の入り口部分は植栽等により、うるおいを演出するよう配慮すること。 景観配慮のポイント 緑による建築物エントランス空間   建物エントランス・スペースの植栽
	都市拠点景観 (新大村駅周辺地区) ○建築物の入り口部分は植栽等により、うるおいを演出するよう配慮すること。 景観配慮のポイント 緑による建築物エントランス空間（再） ○緑と交流の景観軸沿いは、外構に自然素材（木材・土・石材等）やこれに類する素材を用いることで、通りとの連続性を高めるよう配慮すること。 ○駅前広場に面する部分の外構の照明は、暖かみを感じられる空間となるよう、低めの色温度を基調とするよう配慮すること。 備考 色温度とは、ある光源が発している光の色を定量的な数値で表現する尺度で、色温度の単位(ケルビン)が低いほど暖色系の色を発し、高いほど寒色系の色を発します。 景観配慮のポイント 照明設備によるまちなみの暖かさ  新大村駅前広場の照明

基本的配慮事項		敷地内や外構部は、緑化に努めること。樹姿又は樹勢の優れた既存の樹木がある場合には、保存又は移植により、修景に活用するよう配慮すること。また、緑化の際は、その周辺の植生状況や地域の特性を踏まえた樹種の選定に十分配慮すること。
景観類型別の行為の基準	周辺市街地景観 施設景観 丘陵住宅地景観 平坦部住宅地景観 漁港集落地景観	○建築物の外構部を緑化するよう修景に配慮すること。 ○特に施設景観においては、樹木等の植栽により周辺の景観にうるおいを与えるよう配慮すること。 景観配慮のポイント 緑や自然物によるうるおい豊かな通り  
	田園景観 自然緑地景観	○地域特性にふさわしい樹種の選定や既存樹の活用に配慮すること。 ○施設周辺の緑化により、周辺の自然景観と調和するよう配慮すること。

基本的配慮事項		敷地内に屋外駐車場、駐輪場、物置等を設置する場合は、遮蔽し、まちなみや隣接する敷地と不調和を生じさせないように配慮すること。
景観類型別の行為の基準	都市拠点景観 （大村駅周辺地区）	○歩道に面する場所では、緑化やデザインされた塀等で修景するよう配慮すること。 ○板塀等で駐車場を遮蔽することで周辺の景観に不調和を与えないよう配慮すること。
	都市拠点景観 （新大村駅周辺地区）	○歩道に面する場所では、緑化やデザインされた塀等で修景するよう配慮すること。 ○緑と交流の景観軸沿いは、通りの雰囲気をこわさないよう、駐車場の位置や形態、舗装仕上げ等に配慮すること。
	周辺市街地景観 施設景観 丘陵住宅地景観 平坦部住宅地景観 漁港集落地景観	○屋外駐車場の境界部の緑化、場内の舗装等により修景するよう配慮すること。 ○緑化ブロックや周辺の植栽により、ゆとりやうるおいをもたらすよう配慮すること。
	田園景観 自然緑地景観	○周辺景観との調和を図るため、敷地周囲の緑化に配慮すること。 ○道路に面する部分の緑化により、まちなみにうるおいをもたらすよう配慮すること。

基本的配慮事項

敷地内に屋外駐車場、駐輪場、物置等を設置する場合は、遮蔽し、まちなみや隣接する敷地と不調和を生じさせないように配慮すること。

○屋外駐車場、駐輪場及び物置の設置については、周辺の景観との調和に配慮し、雑然とならないよう塀、生垣又は周辺の緑化を配慮すること。

景観配慮のポイント 駐車場の遮蔽・緑化



ルーバーによる駐車場開口部の目隠し



駐車場外周部の緑化

景観配慮のポイント 駐車場の壁面・屋上の緑化



立体駐車場の外壁・屋上の緑化

○屋外駐車場の舗装は、緑化ブロックや芝生保護材等を使用するよう配慮すること。

景観配慮のポイント 緑化ブロックによる舗装



駐車スペースの緑化ブロック舗装

共通基準

②都市計画法第 4 条第 12 項に規定する開発行為及び土地の開墾、土石の採取、鉱物の採掘その他の土地の形質の変更

基本的配慮事項	周辺の景観との調和や景観の連続性を保つよう配慮すること。
行為の基準	○現況の地形を活かし、地形の改変や盛土・切土は必要最小限に留めるよう配慮すること。 ○法面・擁壁が生じる場合には、緩やかな勾配とし、植栽、緑化ブロック、修景ブロック等を使用するよう配慮すること。 ○樹姿又は樹勢が優れた樹木がある場合は、保全するよう配慮すること。 ○既存の石垣は、保全するよう配慮すること。やむを得ず撤去する場合は、最小限に抑え、石垣の連続性が保たれるよう配慮すること。 ○土石の採取又は採掘を行う範囲は、必要最小限に留め、緑化や周辺景観に調和した塀の設置などで遮蔽するよう配慮すること。 ○行為後は、土地の原状回復に努め、周辺景観との調和に配慮し、緑化等の修景を行うよう配慮すること。 景観配慮のポイント 現状の景観特性を大切に  造成地盤の高低差を利用した 階段状の植栽スペース  伝統的な石積壁などの保存 (小路口町)

③屋外における土石、廃棄物、再生資源等の物件の堆積

基本的配慮事項	景観阻害となる物件が道路等から見えないよう配慮すること。
行為の基準	○堆積の高さは低くし、かつ整然と積み上げ、周辺に危機感や圧迫感を与えないように配慮すること。 ○堆積物のある敷地境界部は、緑化や塀などで遮蔽し、周辺環境との調和に配慮すること。 ○堆積物は敷地境界から後退させ、景観の阻害要因とならないよう配慮すること。 ○廃棄物の堆積場所は、堅固な柵で周囲を囲み、堆積物の飛散や臭気の防止に配慮すること。 景観配慮のポイント 景観阻害物の遮蔽 緑化 敷地境界から離す 堅固な柵等 整然と積上げた堆積物 堆積物の遮蔽

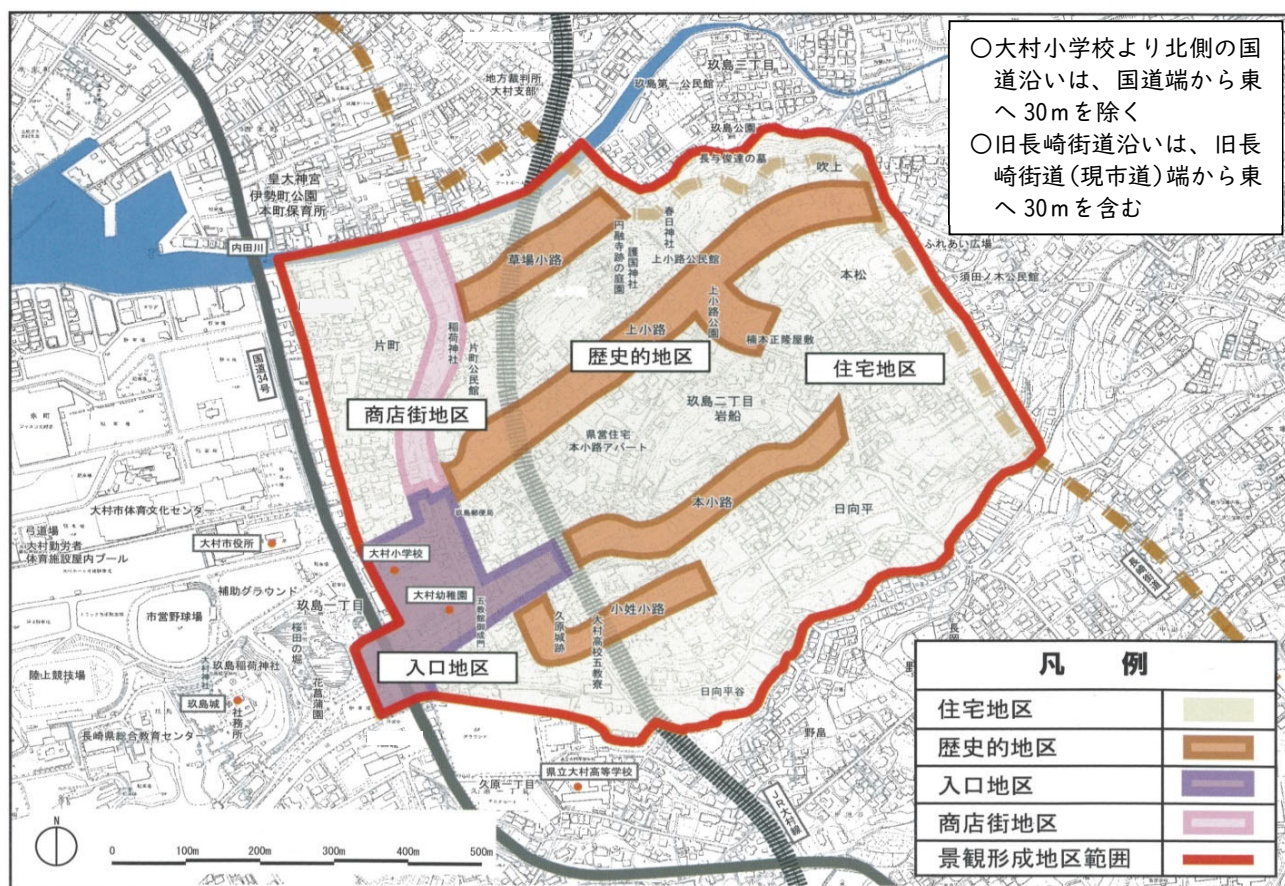
景觀形成地区編

景観形成地区編

1. 行為の届出の区域

景観形成重点地区は、下図に示した上小路周辺地区です。

上小路周辺地区は、地区内の景観特性に応じて住宅地区、歴史的地区、入口地区、商店街地区に区分します。



歴史的地区（小姓小路）

2. 届出行為の種類と届出対象の規模

景観形成地区として指定している上小路周辺地区において、景観法第16条第1項に基づく届出対象となる行為、規模等は、次のとおりです。

■景観形成地区内の届出行為の種類と届出対象の規模

上小路周辺地区		
行為の種類		届出対象の規模
建築物の新築等*	○新築、増築、改築 若しくは移転 ○外観を変更することとなる修繕 若しくは模様替 又は色彩の変更	○建築物（建築物に付属する門、塀及び屋外階段を除く。）の新築、増築、改築、移転又は外観、色彩の変更で、外部面積又は床面積の合計（増築、改築については、行為後の合計面積）が10平方メートルを超えるもの
工作物の新築等*	○新設、増築、改築 若しくは移転 ○外観を変更することとなる修繕 若しくは模様替 又は色彩の変更	○次に掲げる建築物に付属する門、塀又は屋外階段の新築、増築、改築、移転、除却又は外観の変更 ア 高さが2メートルを超える門 イ 高さが1.5メートルを超えるもので、かつ、長さが5メートルを超える塀 ウ 高さが5メートルを超える屋外階段 ○次に掲げる工作物の新築、増築、改築、移転又は外観の変更 ア 下記に示した*工作物の(1)に規定する工作物で、高さが1.5メートルを超えるもの（増築又は改築後の高さが1.5メートルを超えるものを含む。） イ 下記に示した*工作物の(2)に規定する工作物で、高さ（工作物が建築物と一体となって設置される場合にあっては、当該建築物の高さとの合計の高さとする。）が4メートルを超えるもの（増築又は改築後の高さが4メートルを超えるものを含む。） ウ 下記に示した*工作物の(3)から(5)までに規定する工作物で、高さ（工作物が建築物と一体となって設置される場合にあっては、当該建築物の高さとの合計の高さとする。）が5メートルを超えるもの（増築又は改築後の高さ（工作物が建築物と一体となって設置される場合にあっては、当該建築物の高さとの合計の高さとする。）が5メートルを超えるものを含む。） エ 下記に示した*工作物の(6)に規定する工作物で、高さが10メートルを超えるもの（増築又は改築後の高さが10メートルを超えるものを含む。）

上小路周辺地区		
行為の種類		届出対象の規模
		オ 下記に示した＊工作物の(7)から(11)までに規定する工作物で、高さが5メートルを超えるもの、かつ、築造面積が10平方メートルを超えるもの(増築又は改築後の高さが5メートルを超えるもの、かつ、築造面積が10平方メートルを超えるものを含む。) カ 太陽光パネルを屋根及び地上に設置するもの(ただし、地上に設置する場合は、パネル面積の合計が10平方メートルを超えるもの。) キ 上記アからカに該当する工作物の外観の修繕、模様替え又は色彩の変更で、行為にかかる部分の面積が2分の1以上のもの
○土地の形質の変更		○土地の形質の変更で、当該変更に係る土地の面積が500平方メートル以上のもの(変更後の面積が500平方メートル以上のものを含む。)、又は高さが1.5メートル以上の法面又は擁壁を生ずる切土又は盛土を伴うもの
○木竹の伐採		○次に掲げる木竹の伐採又は植栽を除くもの ア 間伐、枝打ち、整枝等木竹の保育のために通常行われる木竹の伐採 イ 枯損した木竹又は危険な木竹の伐採 ウ 自家の生活の用に充てるために必要な木竹の伐採又は植栽 エ 仮植した木竹の伐採
適用除外		○届出を要しない通常管理行為、軽易な行為については景観法施行令第8条で定める行為とする。

＊建築物:建築基準法(昭和25年法律第201号)第2条第1号に規定する建築物

＊工作物:(1)垣、門、塀、金網、擁壁、石垣その他これらに類するもの

- (2)記念塔、電波塔、物見塔その他これらに類するもの
- (3)煙突、排気塔その他これらに類するもの
- (4)高架水槽、冷却塔その他これらに類するもの
- (5)鉄筋コンクリート造り、金属製又は合成樹脂製の柱(次号に該当するものを除く。)
- (6)電気供給若しくは有線電気通信のための電線路又は空中線の支持物
- (7)観覧車、コースター、ウォーターシュート、メリーゴーラウンドその他これらに類する遊戯施設
- (8)アスファルトプラント、コンクリートプラント、クラッシャープラントその他これらに類する製造施設
- (9)石油、ガス、液化石油ガス、穀物、飼料等を貯蔵し、又は加工する施設
- (10)自動車等の収納の用途に供する立体的な施設
- (11)汚物処理施設、ごみ処理施設その他の処理施設
- (12)太陽光発電設備等その他これらに類するもの
- (13)その他市長が指定したもの

3. 行為の基準

(1) 景観形成地区の景観形成方針

上小路周辺地区の景観形成の基本方針は、次のとおりです。

- 地区の景観形成のための規制誘導ルールに関する住民理解の促進
- 歴史的物件等の保全と周辺景観に配慮したまちなみ景観の規制誘導の推進
- 電柱の道路外設置の誘導やまちなみ景観に調和した道路舗装整備、案内サイン等の公共施設等の整備における景観配慮への取り組みの推進
- 住民、事業者が主体的に景観形成を行うよう誘導する景観形成支援施策の充実

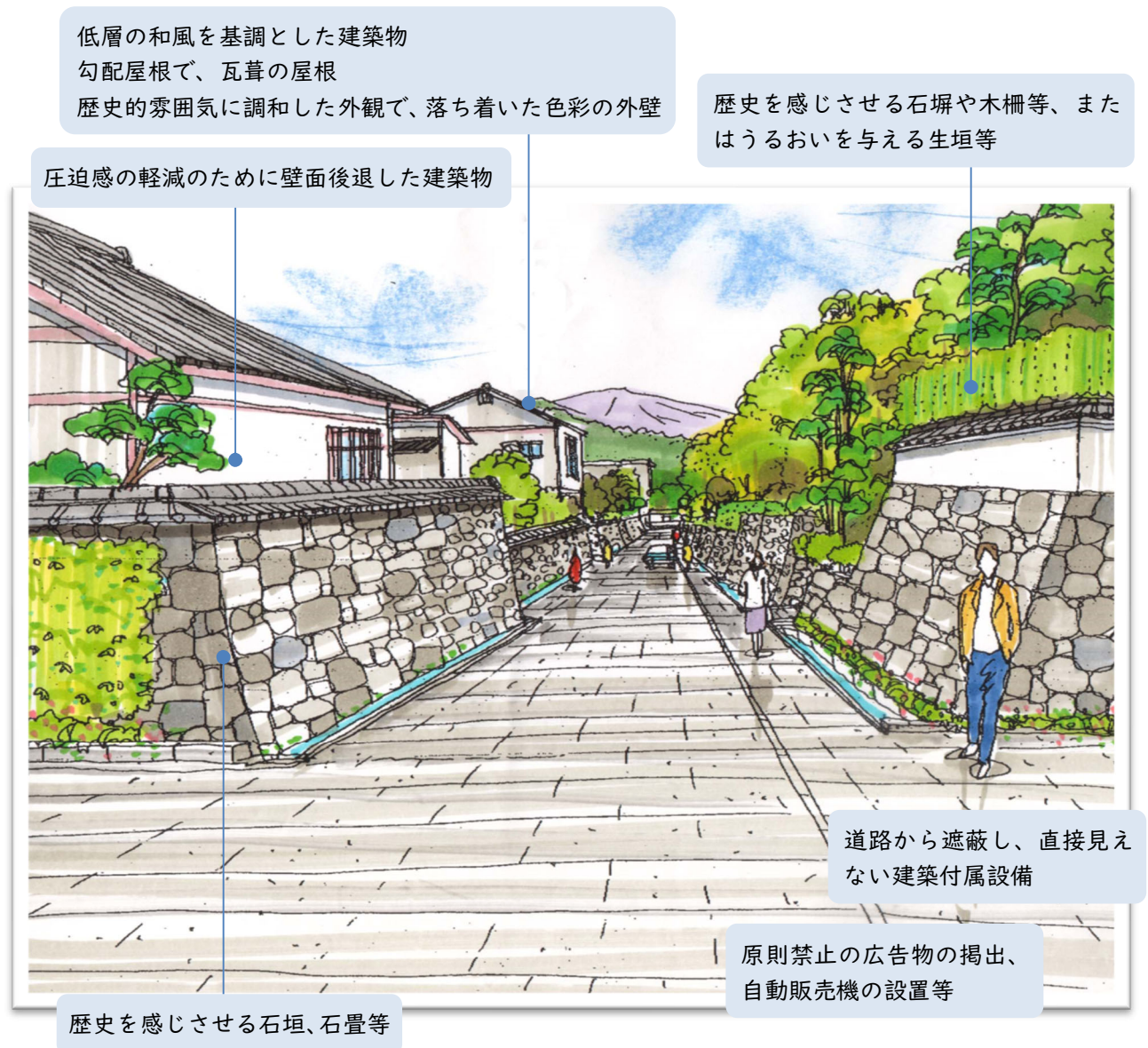
(2) 地区区分の景観形成方針

上小路周辺地区の景観特性に応じて区分した4地区について、それぞれの景観形成の方針及び配慮すべき事項を示します。

I. 歴史的地区の景観形成方針

景観形成の方針	地区の貴重な資源である武家屋敷や石垣を大切に残し、歴史的な雰囲気が強く感じられる小路景観の形成を目指します。
配慮すべき事項	・道路に面する箇所は、原則自然石による石垣、石積塀、漆喰等の塗壁、生垣とする。 ・建築物等の新築等に当たっては、歴史的環境に調和した規模、形態、色彩とする。 ・歴史的環境の維持のため、ゆったりとした敷地規模を確保し、土地の細分化は避ける。 ・既存の歴史的な石垣等の物件は保全する。 ・建築物は、道路に直接面しないよう壁面を後退させる。 ・道路から建築付属施設等が直接見えないように配慮する。 ・広告物の掲出、自動販売機の設置等は原則禁止する。道路付属物、占有物は最小限なものとし、設置する場合は、重点地区の歴史的雰囲気に調和した外観とする。

■歴史的地区景観イメージ



2. 入口地区の景観形成方針

景観形成の方針	歴史的地区への導入部として、玖島城址から続く大手門前の雰囲気のを漂わせる歴史的入口景観の形成を目指します。
配慮すべき事項	・ 大村公園前交差点周辺の良い公共空間を形成し、入口景観の演出を行う。 ・ 重点地区の歴史的雰囲気と調和した案内及び休憩施設を総合的に集積整備する。 ・ 建築物等の新築等に当たっては、歴史的環境に調和した規模、形態、色彩とする。 ・ 建築物は、道路に直接面しないよう壁面を後退させる。 ・ 道路に面する建築物、建築物付属施設・設備、工作物、広告物等は、重点地区の歴史的雰囲気と調和した規模、形態、色彩とする。

■入口地区景観イメージ

地区の歴史的雰囲気と調和した規模、形態、色彩の建築物、工作物等

低層の和風を基調とした建築物
勾配屋根で、瓦葺の屋根
歴史的雰囲気と調和した外観及び色彩の外壁
ゆとり空間確保のための壁面の後退



うるおいを演出するための緑のオープンスペース

地区の歴史的雰囲気と調和した案内施設及び休憩施設

3. 商店街地区の景観形成方針

景観形成の方針	歴史的地区の入口として、伝統と風格が感じられる商店街景観を目指します。
配慮すべき事項	・ 建築物、建築物附属施設・設備、工作物等は、重点地区の歴史的雰囲気に調和した規模、形態、色彩とする。 ・ 広告物の掲出、自動販売機の設置等を行う場合は、重点地区の歴史的雰囲気に調和した外観とする。

■商店街地区景観イメージ

周囲から突出しない建築物高さで、屋根形状は勾配屋根
落ち着いた色彩の外壁、屋根

周辺環境やまちなみと調和した建築物
大壁面とならない形態
まちなみと調和した落ち着いた色彩
建築物と一体となった附属施設のデザイン



にぎわいを創出するオープンスペース

まちなみに調和したデザイン、色彩の看板、自動販売機等

4. 住宅地区の景観形成方針

景観形成の方針	豊かな緑と歴史に育まれ、落ち着きと静けさに包まれた住宅地景観を目指します。
配慮すべき事項	・建築物、建築附属施設・設備、工作物等は、重点地区の歴史的雰囲気と調和した規模、形態、色彩とする。 ・建築物は、道路に直接面しないよう壁面を後退させる。 ・道路附属物、占有物は最小限なものとし、設置する場合は、重点地区の歴史的雰囲気に調和した外観とする。

■住宅地区景観イメージ

周囲から突出しない建築物の高さ
周辺環境に調和した落ち着きのある形態・色彩

道路に直接面しないよう壁面を後退させた建築物周辺環境と調和・連続した敷地外周の緑化



原則禁止の広告物の掲出、自動販売機の設置等

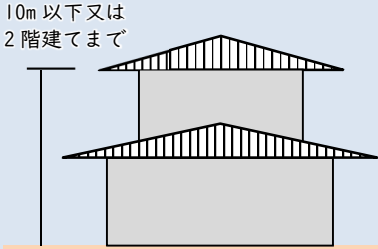
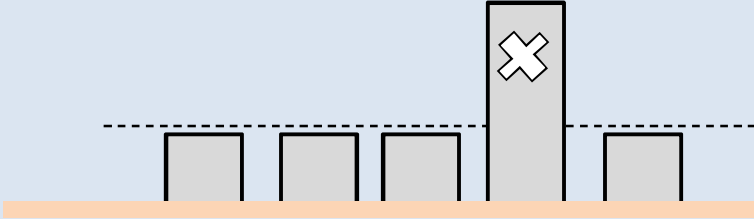
地道路附属物、占有物は最小限のもので、地区の歴史的雰囲気に調和した外観

(3) 景観形成基準

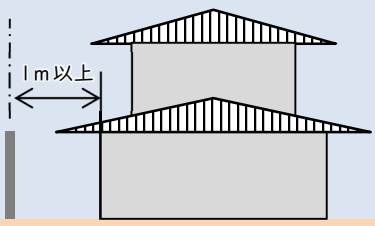
景観形成地区（上小路周辺地区）の地区区分別の景観形成に係る行為の基準は、次のとおりです。

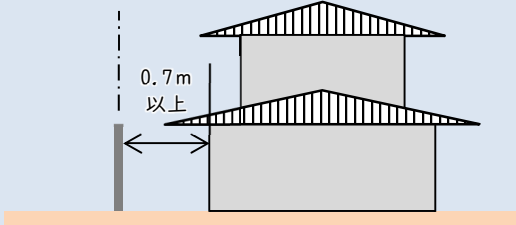
①建築物の新築等・工作物の新築等

ア．規模・高さ

区分	行為の基準
1. 歴史的地区	○歴史的なまちなみの連続性を保つため、10メートル以下又は2階建てまでとするよう努めること。 ○歴史的環境を維持するために土地の細分化は行わず、ゆったりとした敷地規模（概ね80坪以上）を確保するよう努めること。  10m以下又は2階建てまで 建築物の高さの規制
2. 入口地区	
3. 商店街地区 4. 住宅地区	
	○周辺環境から突出しない高さとするよう努めること。  周辺の高さと調和に配慮

イ．形態

区分	行為の基準
1. 歴史的地区 2. 入口地区	○歴史的環境や自然環境と調和するよう和風を基調とするよう努めること。 ○歴史的環境や自然環境と調和するよう勾配屋根で瓦葺き等とするよう努めること。 ○外観を覆わないように努めること。 ○外壁面の位置は、隣地境界から1メートル以上離すよう努めること。   和風を基調とした建築物 外壁面の後退

区分	行為の基準
3. 商店街地区	○周辺環境に調和する落ち着いた形態とするよう努めること。 ○周辺環境と調和するよう原則として勾配屋根とするよう努めること。 ○外観を覆わないように努めること。 ○大規模建築物は、周辺環境やまちなみと調和し、大壁面とならないよう配慮した形態に努めること。  低層階を和風基調にした建築物
4. 住宅地区	○周辺環境に調和する落ち着いた形態とするよう努めること。 ○周辺環境と調和するよう原則として勾配屋根とするよう努めること。 ○外観を覆わないように努めること。 ○大規模建築物は、周辺環境やまちなみと調和し、大壁面とならないよう配慮した形態に努めること。 ○外壁面の位置は、隣地境界から0.7メートル以上離すよう努めること。  外壁面の後退

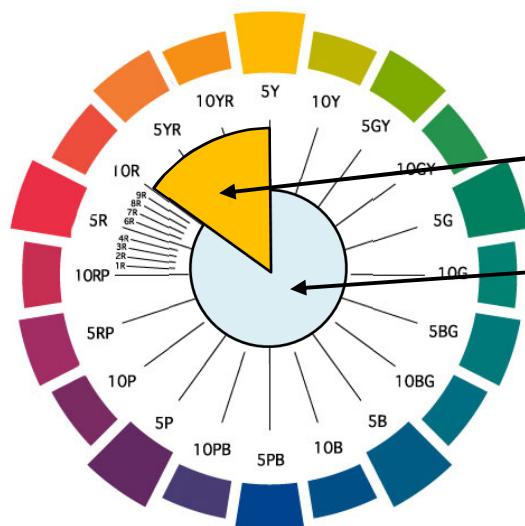
ウ. 色彩

区分	行為の基準
1. 歴史的地区 2. 入口地区	○外壁は、歴史的環境に調和する白、灰色、黒又は自然素材色に近い落ち着いた色彩とするよう努めること。 ○外壁に使用できる「落ち着いた色彩」の範囲は、別表①のとおりとする。 ○屋根等は、伝統的な色彩を基本とし、黒若しくは灰色又はこれらに近い落ち着いた色彩とするよう努めること。 ○屋根等に使用できる「落ち着いた色彩」の範囲は、別表②のとおりとする。 ○太陽光パネルの色彩は、黒若しくは濃紺又は低彩度かつ低明度で、反射が少なく模様の目立たないものに努めること。  外壁面の色彩基準の適合  屋根の色彩基準の適合
3. 商店街地区	○外壁及び屋根は、まちなみと調和した落ち着いた色彩とするよう努めること。 ○外壁に使用できる「落ち着いた色彩」の範囲は、別表①のとおりとする。 ○屋根等に使用できる「落ち着いた色彩」の範囲は、別表②のとおりとする。 ○太陽光パネルの色彩は、黒若しくは濃紺又は低彩度かつ低明度で、反射が少なく模様の目立たないものに努めること。
4. 住宅地区	○外壁及び屋根は、周辺環境と調和する落ち着いたものとし、明度及び彩度ともに低い色彩とするよう努めること。 ○外壁に使用できる「落ち着いた色彩」の範囲は、別表①のとおりとする。 ○屋根等に使用できる「落ち着いた色彩」の範囲は、別表②のとおりとする。 ○太陽光パネルの色彩は、黒若しくは濃紺又は低彩度かつ低明度で、反射が少なく模様の目立たないものに努めること。

<別表① 建築物の外壁の色彩>

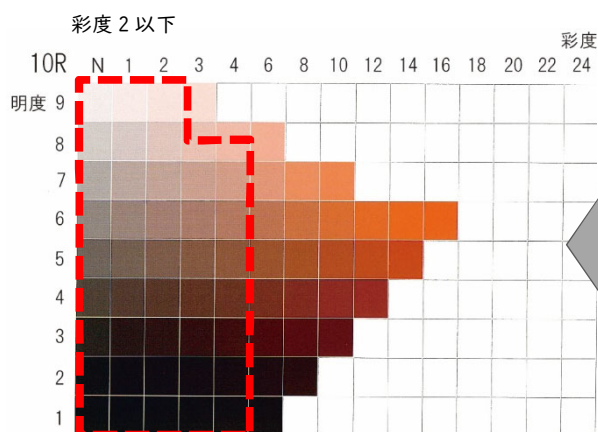
建築物の外壁等及び工作物の色彩（色相、明度及び彩度）の制限範囲は、下表のとおりです。

ただし、着色していない木材、土壁、石材、ガラス等の材料によって仕上げられる部分の色彩又は見付面積の5分の1未満の範囲内で外観のアクセント色として着色される部分の色彩については、この限りではありません。

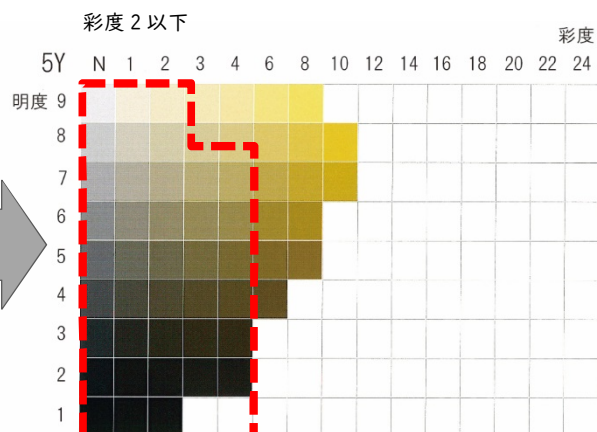


色相	明度	彩度
0.1YR～5Y であり	8.5 以上の場合	2 以下とする。
	8.5 未満の場合	4 以下とする。
上記以外の 色相の場合	—	0.5 以下とする。

①色相 0.1YR (10R) ～5Y

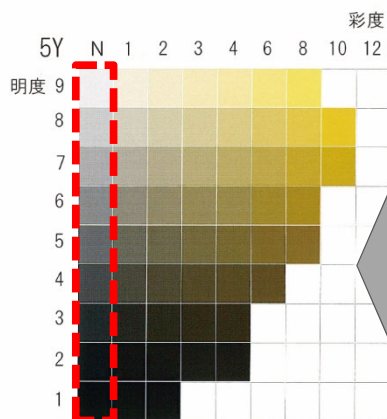


彩度 4 以下

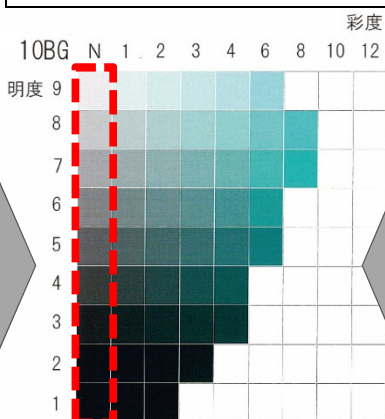


彩度 4 以下

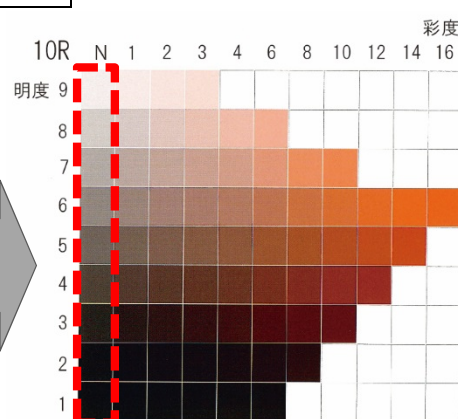
②色相 5Y～ (10BG) ～10R



彩度 0.5 以下



彩度 0.5 以下

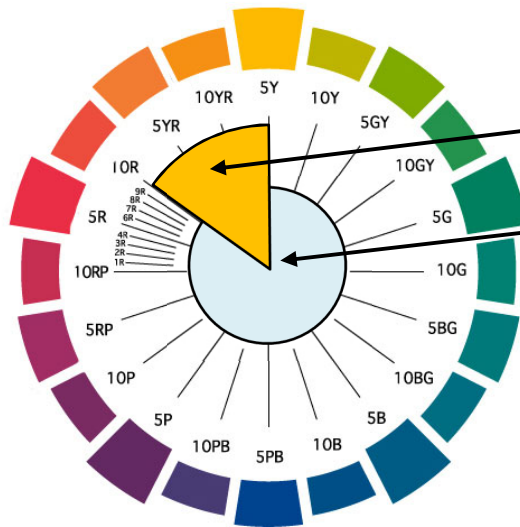


彩度 0.5 以下

<別表② 建築物の屋根の色彩>

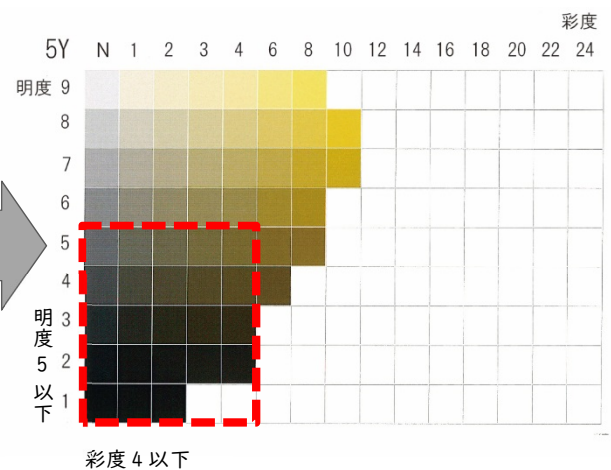
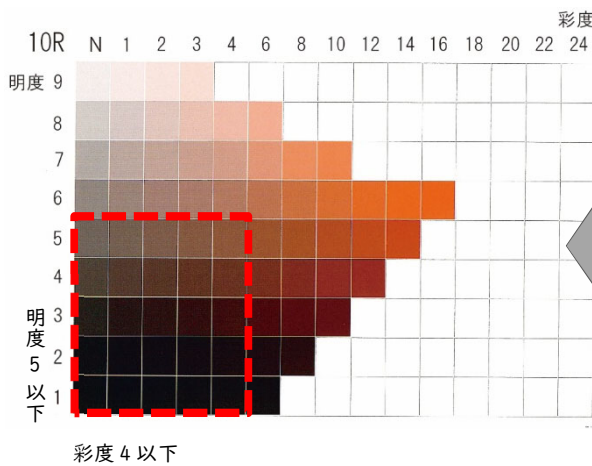
建築物の屋根の色彩（色相、明度及び彩度）の制限範囲は、下表のとおりとします。

ただし、燧瓦及び銅板葺きによるものの色彩は、この限りではありません。

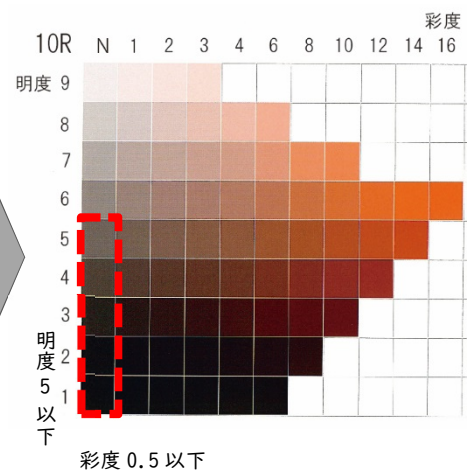
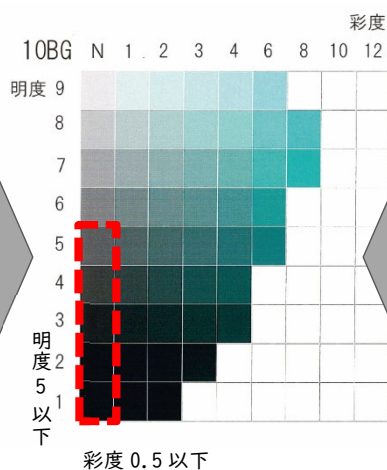
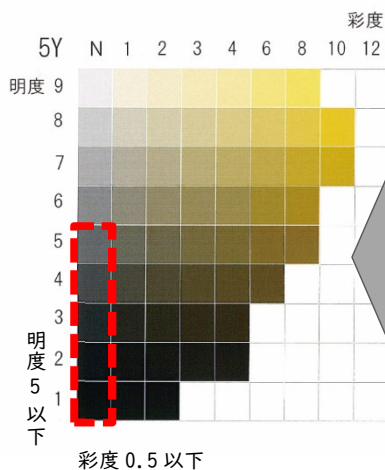


色相	明度	彩度
0.1YR～5Y であり	5 以下であり	4 以下とする。
上記以外の 色相の場合	5 以下であり	0.5 以下とする。

①色相 0.1YR (10R) ～5Y



②色相 5Y～10R



エ. 付属施設・設備等

区分	行為の基準	
1. 歴史的地区	○駐車を設ける場合は、門、塀、生垣等により通りから直接見えないよう歴史的環境の連続性の確保に努めること。	○空調、給排水等の設備や屋外階段等は、直接見えないよう覆いをするか、建築物の中に取り込むなど、建築物と一体感を保つデザインとし、周辺環境との調和に努めること。
2. 入口地区 3. 商店街地区	○通りに面する駐車場では、植栽や舗装を施し、まちなみの連続性に努めること。	○太陽光パネルを地上に設置する場合は、植栽、ルーバー、塀等により遮蔽するように努めること。勾配屋根に設置する場合は、最上部が建築物の最上部を超えないように設置して屋根と一体化するよう努めること。陸屋根に設置する場合は、最上部を低くするか、ルーバーなどにより目立たないようにして建築物と一体化させるよう努めること。
4. 住宅地区		○排水パイプ、ゴミ箱等は、石垣に直接又は石垣の近くへの設置はやめ、周辺環境と調和するよう努めること。   空調設備等の遮蔽のための木製格子・竹矢来

オ. 石垣・塀

区分	行為の基準
1. 歴史的地区 2. 入口地区	○既存の石垣は、保全すること。やむを得ず撤去する場合は、最小限に抑え石垣の連続性が保たれるよう努めること。 ○通りに面して門や塀を設ける場合は、石塀、漆喰壁、生垣等とし、石垣の連続性が感じられるよう努めること。   伝統的な石垣・塀の保存（上小路小周辺地区内）
3. 商店街地区 4. 住宅地区	○既存の石垣は、保全すること。やむを得ず撤去する場合は、最小限に抑え石垣の連続性が保たれるよう努めること。

②土地の形質の変更・木材の伐採

区分	行為の基準
1. 歴史的地区 2. 入口地区 3. 商店街地区 4. 住宅地区	○現況の地形を活かし、地形の改変や盛土・切土は必要最小限に留めるよう努めること。 ○法面・擁壁が生じる場合には、できる限り周辺の景観と調和する工法、材料の使用に努めること。 ○既存の石垣は保全に努めること。やむを得ず撤去する場合は、最小限に抑え石垣の連続性が保たれるように努めること。 ○土石の採取又は採掘を行う範囲は、必要最小限に留め、緑化や周辺景観に調和した塀の設置などで遮蔽するよう努めること。 ○行為後は、土地の原状回復に努め、周辺景観と調和するような緑化等の修景を行うよう努めること。 ○樹林や屋敷内の緑は、保全するよう努めること。やむを得ず伐採する場合は、周辺の植生に合わせた緑化により最大限復元に努めること。 ○緑を増やす工夫に努めること。  屋敷内の緑の保存（上小路周辺地区内）

特定施設届出地区編

特定施設届出地区編

Ⅰ．行為の届出の区域

特定施設届出地区は、下図に示した道路の路端より両側それぞれ 20 m 以内の地域です。



2. 届出行為の種類と届出対象の規模

特定施設届出地区として指定している地区内において、景観法第 16 条第 1 項に基づく届出対象となる行為、規模等は、次のとおりです。

■特定施設届出地区の届出行為の種類と届出対象の規模

特定施設届出地区		
行為の種類		届出対象の用途・規模
特定施設 の新築等 ＊	○特定施設及び附帯 施設でその敷地の 全部又は一部が特 定施設届出地区内 に存するものの新 築、増築、改築、移 転又は外観の変更 ※指定している路線 の路端より両側そ れぞれ 20m 以内の 区域	○規模に関わらず、下記に示した用途のもの (1)キャバレー、ナイトクラブ、ダンスホール、マージャン屋、 パチンコ屋、ゲームセンター、モーター類似施設等 (2)ガソリンスタンド等 (3)レストラン、喫茶店等 (4)スーパーマーケット、専門店、レンタルビデオショップ、貸 自動車業等 (5)ホテル、旅館等
適用除外		○届出を要しない通常管理行為、軽易な行為については景観法 施行令第 8 条で定める行為とする。

＊特定施設：(1)風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）第 2 条第 1 項第 1 号、第 3 号、第 4 号、第 7 号及び第 8 号並びに同条第 6 項第 4 号に規定する営業を行うための施設
(2)危険物の規制に関する政令（昭和 34 年政令第 306 号）第 3 条第 1 号に規定する給油取扱所（専ら自家用に供するものを除く。）
(3)飲食店業を営むための施設（第 1 号に該当する施設を除く。）
(4)物品販売業又は物品貸付業を営むための施設（当該施設で販売又は貸付けのための物品の陳列又は展示を行わないものを除く。）
(5)旅館業法（昭和 23 年法律第 138 号）第 2 条第 2 項又は第 3 項に規定する営業を行うための施設

3. 行為の基準

(1) 特定施設届出地区の景観形成方針等

特定施設届出地区の景観形成の方向性、景観形成方針及び配慮すべき事項は、次のとおりです。

幹線道路及びその沿道地区	
景観形成の基本的方向	○地域間の主要動線で、利便性・快適性のある景観形成軸の形成 ○各種施設が集積する道路沿道地区の景観形成を図るための規制誘導の推進 ○規制誘導のルールに関する住民、事業者の理解の促進 ○住民、事業者が道路景観に愛着と誇りを持ち、日常的な維持管理を行うことができる体制・支援づくり
景観形成の方針	○地域の特性に応じた景観づくりを進める。 ○周辺との調和によるまとまりのある沿道景観を目指す。 ○市民が安全に安心して歩けるまちなみを創る。
配慮すべき事項	○道路景観を構成する上で重要な要素となる特定施設の適切な指定を行うものとする。 ○建築物、工作物等は、海や山並みへの眺望景観に配慮した位置及び規模のものとする。 ○統一感のあるまちなみをつくるため、建築物、工作物等の色彩は原色を避け、落ち着いた色調とする。 ○広告物の掲出については、必要最小限とし、規模、位置、色彩等のデザインが地域の特性を踏まえた良好な景観の形成に寄与するような表示・掲出とする。 ○街路樹の管理を適切に行うとともに、清掃、水やり等の日常管理は自発的に地域住民、事業者が行うものとする。 ○歩道空間の安全性及び快適性を確保した道路とする。

■幹線道路及びその沿道地区景観イメージ

周囲から突出しない建築物の高さ

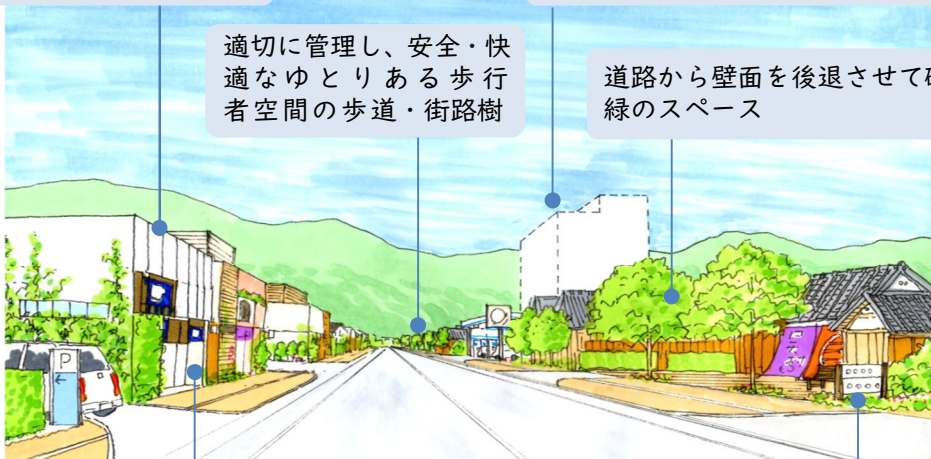
山並みへの眺望景観を阻害しない建物・工作物の高さ、位置

適切に管理し、安全・快適なゆとりある歩行者空間の歩道・街路樹

道路から壁面を後退させて確保した快適な緑のスペース

色彩は落ち着いた色調で派手なものは避け、質の高いデザインの建物・工作物

景観阻害要因とならないよう規模や色彩等がデザインされた看板・広告物



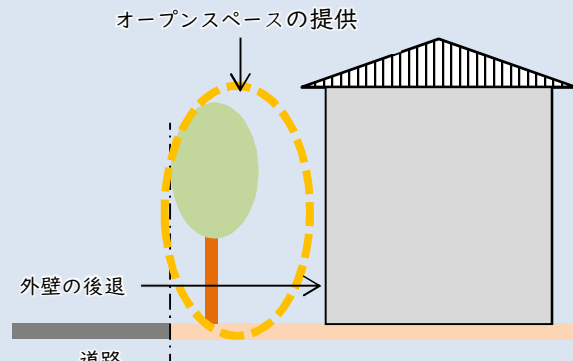
(2) 景観形成基準

特定施設届出地区の景観形成に係る行為の基準は、次のとおりです。

ア. 位置

基本的配慮事項	行為の基準
背景となる山並みや海、穏やかな丘陵地、広がる田園への眺望を妨げない位置に努めること。	○背景となる山並みや海辺への連続性を分断しないような位置及び規模に努めること。 ○ランドマークとなる歴史的建造物への眺望が遮られないよう努めること。 ○市街地からの山並みの眺望を確保するため、周辺と調和する建築物の高さに努めること。 ○周囲からの眺望を妨げないような位置及び規模に努めること。
	山並みへの眺望景観を阻害しない建築物・工作物の位置・規模 周囲と調和した建築物の高さ 

イ. 壁面後退

基本的配慮事項	行為の基準
安全でゆとりある公共空間を確保するため、道路から後退した位置に努めること。	<共通> ○セットバックや隅切りにより後退し、オープンスペース等の空間を確保し、歩行者等への圧迫感、威圧感を緩和するよう努めること。 ○道路から後退し、緑化スペースとして活用する等、周辺の景観との調和に努めること。 ○周辺の景観と不調和にならないよう、建築物の規模や位置等に努めること。 <キャバレー、ナイトクラブ、ダンスホール、マージャン屋、パチンコ屋等、ゲームセンター、モーター類似施設等>
	オープンスペースの提供  外壁の後退 道路 オープンスペースの提供

基本的配慮事項	行為の基準
	○歩行者等に圧迫感を与えないよう、他の建築物に合わせた壁面の位置になるよう努めること。 〈ガソリンスタンド等〉 ○上屋の柱や防火壁の後退ラインをそろえるよう努めること。 ○敷地内には車両が乗り入れることから、歩道との境界部は明確に区分し、歩行者の安全性の確保に努めること。 〈レストラン、喫茶店等〉 ○歩道から建築物を後退させ、歩行者の動線の誘導に努めること。 〈スーパーマーケット、専門店、レンタルビデオショップ、貸自動車業等〉 ○歩道から建築物を後退させ、ゆとりある歩行空間の創出に努めること。 ○陳列されている商品などを立ち止まってみられるような公開空間の確保に努めること。 〈ホテル、旅館等〉 ○客室等の上層部の壁面位置を後退させることにより、圧迫感や威圧感の軽減に努めること。

ウ．周囲との連続性

基本的配慮事項	行為の基準
周囲の施設と調和し、通りとしてまとまりや連続性がある位置に努めること。	＜共通＞ ○周辺の建築物の高さや壁面線の調和を図り、まちなみとしての連続性やまとまりを確保するよう努めること。 ○建築物の高さ等を合わせることで、まちなみに一体感を持たせるよう努めること。  建築物の高さが一定の通り  建築物高さや壁面デザインが不調和なまちなみ ○周辺の建築物や自然景観から突出した印象にならないように周辺の景観との調和に努めること。 ○圧迫感を緩和するために高層部分を後退させ、背景の山並み景観の確保に努めること。 〈スーパーマーケット、専門店、レンタルビデオショップ、貸自動車業等〉 ○店舗が集まるところでは、周囲の建築物と違和感のないよう努めること。 〈ホテル、旅館等〉 ○隣接する建築物との高さや壁面位置を合わせ、まちなみの一体感に努めること。

エ. 意匠

基本的配慮事項	行為の基準
周辺の景観と調和し、シンプルな意匠となるよう努めること。 中心市街地など賑やかさが求められるところにおいては、賑わいづくりに貢献できる意匠となるよう努めること。	<共通> ○まちなみとしてまとまりや一体感を創出するため、周辺の建築物の形態や意匠に調和するよう努めること。 ○その地域にふさわしい建築物のデザインとし、特に突出しない、形態・意匠となるよう努めること。  ロードサイド型低層施設のまちなみ  低層住宅地のまちなみ ○山や海への眺望や周辺の自然・田園景観と調和するようシンプルな形態及び意匠となるよう努めること。 ○周辺集落と勾配屋根が連続するよう屋根の形態に努めること。 ○デザインは、高品質でシンプルになるよう努めること。 ○周辺がある程度デザインの的に統一された建築物群の場合は、それと合わせ突出しないデザインに努めること。 ○長大で単純な壁面は、凹凸や分節化に努めること。 ○高層建築物の壁面について、市街地部にぎわいのあるところは、1階部のデザインを工夫し、オープンな形態を用いるなど2階以上の部分との形態を変化させるよう努めること。  歩道と一体利用のアーケード  圧迫感を和らげる低層階と高層階のデザインの変化 ○屋外設備は、露出させず建築物と一体となるような形態及び意匠に努めること。 ○建築物の美観を損なうような構築物（屋外設備や屋外階段等）は、デザインの工夫により建築物との一体化、調和を図るよう努めること。

基本的配慮事項	行為の基準
	〈キャバレー、ナイトクラブ、ダンスホール、マージャン屋、パチンコ屋、ゲームセンター、モーター類似施設等〉 ○電飾サインによる派手な装飾は、控えるよう努めること。 ○大規模な壁面となる場合は、歩行者への圧迫感の軽減が図れるようなデザインの工夫に努めること。 〈ガソリンスタンド等〉 ○取り囲む壁面はシンプルなものとし、統一性を持たせるよう努めること。 〈レストラン、喫茶店等〉 ○周辺のまちなみに調和した屋根の形態に努めること。 〈スーパーマーケット、専門店、レンタルビデオショップ、貸自動車業等〉 ○周辺のまちなみに調和した屋根の形態に努めること。

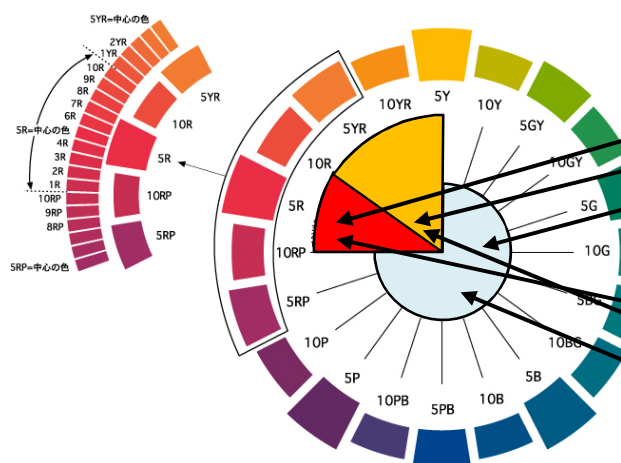
オ．形態

基本的配慮事項	行為の基準
背景となる山並みや海、穏やかな丘陵地、広がる田園への眺望を妨げない形態に努めること。	＜共通＞ ○まちなみとしてまとまりや一体感を創出するため、周辺の建築物の形態や意匠に調和するよう努めること。 ○周辺の住宅地と調和のとれた形態及び意匠とし、快適な居住空間を阻害しないよう努めること。 ○自然景観等と違和感が生じないようにシンプルな形態及び意匠とするよう努めること。 ○質の高いデザインでまちなみ景観を創出するよう努めること。 ○山間部での周辺集落においては、屋根勾配が連続するよう屋根の形態に努めること。 〈キャバレー、ナイトクラブ、ダンスホール、マージャン屋、パチンコ屋、ゲームセンター、モーター類似施設等〉 ○広告物を含め、施設全体でのまとまりに努めること。 〈ガソリンスタンド等〉 ○事務所や修理場等を上屋の中に収め、まとまりのある形態及び意匠に努めること。 ○施設は、平屋を原則とし、周囲からの眺望を妨げないよう努めること。

カ. 色彩

基本的配慮事項	行為の基準																									
色彩は、低彩度とするとともに、多色使いを避け、沿道周辺の景観と調和が図られるよう努めること。 中心市街地など賑やかさが求められるところにおいては、アクセントを与える色彩の工夫に努めること。	<共通>																									
	○外観に使用できる色彩の制限範囲は、下表のとおりとする。 ただし、次の場合については、この限りではない。 ・下記の範囲内で外観のアクセント色として着色する部分の色彩。 低層部に使用する色彩で、低層部各面の見付面積の5分の1未満 高層部に使用する色彩で、高層部各面の見付面積の10分の1未満 ・着色していない木材・土壁・石材・ガラス材等の材料によって仕上げられる部分の色彩。																									
		<table><tr><th>適用部分</th><th>色相</th><th>明度</th><th>彩度</th></tr><tr><td rowspan="4">高層部（高さ10メートル以上又は4階以上）</td><td>0.1R～10R</td><td rowspan="4">6以上9以下</td><td>4以下</td></tr><tr><td>0.1YR～5Y</td><td>6以下</td></tr><tr><td>上記以外の有彩色</td><td>2以下</td></tr><tr><td>無彩色</td><td>—</td></tr><tr><td rowspan="4">低層部（高さ10メートル未満又は3階以下）</td><td>0.1R～10R</td><td rowspan="4">2以上9以下</td><td>4以下</td></tr><tr><td>0.1YR～5Y</td><td>6以下</td></tr><tr><td>上記以外の有彩色</td><td>2以下</td></tr><tr><td>無彩色</td><td>—</td></tr></table>	適用部分	色相	明度	彩度	高層部（高さ10メートル以上又は4階以上）	0.1R～10R	6以上9以下	4以下	0.1YR～5Y	6以下	上記以外の有彩色	2以下	無彩色	—	低層部（高さ10メートル未満又は3階以下）	0.1R～10R	2以上9以下	4以下	0.1YR～5Y	6以下	上記以外の有彩色	2以下	無彩色	—
	適用部分	色相	明度	彩度																						
	高層部（高さ10メートル以上又は4階以上）	0.1R～10R	6以上9以下	4以下																						
		0.1YR～5Y		6以下																						
		上記以外の有彩色		2以下																						
		無彩色		—																						
	低層部（高さ10メートル未満又は3階以下）	0.1R～10R	2以上9以下	4以下																						
		0.1YR～5Y		6以下																						
		上記以外の有彩色		2以下																						
		無彩色		—																						
	○過度に明度差（コントラスト）の大きな配色は極力避け、適切な明度対比を持たせた同系色を用いるなど周辺環境や自然との調和に配慮すること。																									
	○企業特有のイメージカラー等は、周辺のまちなみ景観や自然景観に調和した色彩となるよう努めること。 <キャバレー、ナイトクラブ、ダンスホール、マージャン屋、パチンコ屋、ゲームセンター、モーター類似施設等>																									
	○周辺のまちなみに配慮した色彩に努めること。 <ガソリンスタンド等>																									
	○周辺環境に応じて企業特有のイメージカラー等が目立ちすぎないように努めること。 <レストラン、喫茶店等>																									
	○周辺のまちなみに調和した屋根の色彩に努めること。																									
	○周辺環境に応じて企業特有のイメージカラー等が目立ちすぎないように努めること。 <スーパーマーケット、専門店、レンタルビデオショップ、貸自動車業等>																									
	○周辺のまちなみに調和した屋根の色彩に努めること。																									
	○周辺環境に応じて企業特有のイメージカラー等が目立ちすぎないように努めること。 <ホテル、旅館等>																									
○隣接する建築物に調和した色彩に努めること。																										

特定届出地区における建築物及び工作物の外観に使用できる色彩（色相及び彩度）の制限範囲は、下表のとおりです。



■高層部（高さ10m以上又は4階以上）

色相	明度	彩度
0.1R～10R	6以上 9以下	4以下
0.1YR～5Y		6以下
上記以外の有彩色		2以下
無彩色		—

■低層部（高さ10m未満又は3階以下）

色相	明度	彩度
0.1R～10R	2以上 9以下	4以下
0.1YR～5Y		6以下
上記以外の有彩色		2以下
無彩色		—

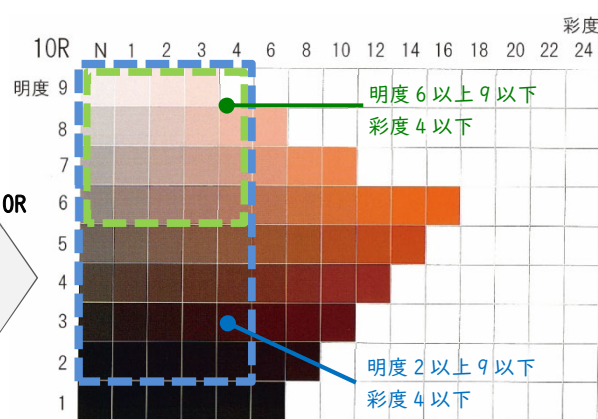
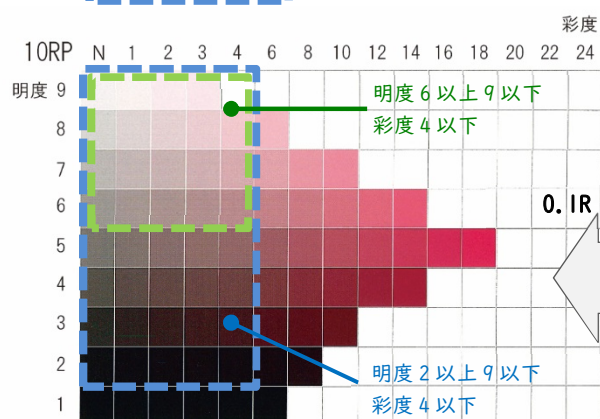
※ただし、次の場合については、この限りではない。

- ・以下の範囲内で外観のアクセント色として着色する部分の色彩。

低層部に使用する色彩で、低層部各面の見付面積の5分の1未満

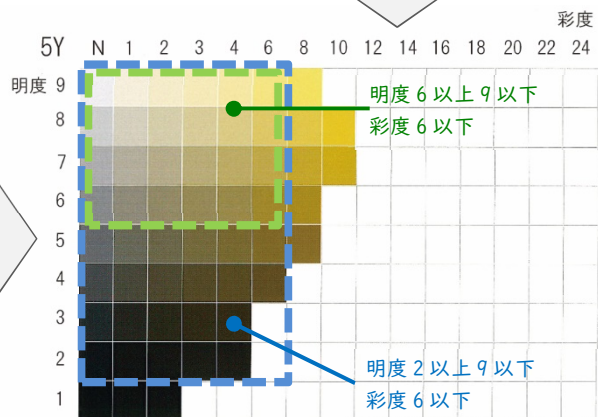
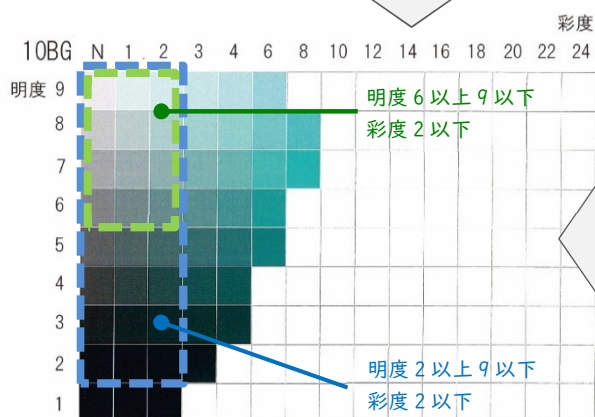
高層部に使用する色彩で、高層部各面の見付面積の10分の1未満

- ・着色していない木材・土壁・石材・ガラス材等の材料によって仕上げられる部分の色彩。



1B(10BG)～10RP

0.1YR(10R)～5Y

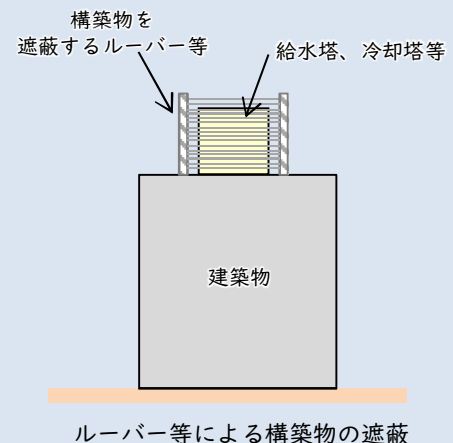


キ．素材

基本的配慮事項	行為の基準
長期間にわたって良好な外観を維持できる耐久性の高い素材を使用するよう努めること。	<共通> ○経年変化に考慮し、長期間美観を維持できる素材の使用に努めること。 ○周辺地域との調和のとれた素材の使用に努めること。 〈キャバレー、ナイトクラブ、ダンスホール、マージャン屋、パチンコ屋、ゲームセンター、モーター類似施設等〉 ○店内の電飾が多い場合は、夜間の周辺への影響を考慮して、透過性の低いガラスの使用に努めること。 〈スーパーマーケット、専門店、レンタルビデオショップ、貸自動車業等〉 ○周辺との調和を図り、耐久性の低い素材の使用は、控えるよう努めること。

ク．設備

基本的配慮事項	行為の基準
外壁や屋上等に設ける設備は、囲いを設けるなど露出を避け、すっきりした外観になるよう努めること。	<共通> ○デザイン上、建築物の美観を損なうような構築物（給水塔、屋外露出階段等）は、ルーバー等で覆ったり、デザインの工夫により建築物との一体化、調和を図るよう努めること。 〈ガソリンスタンド等〉 ○洗車機、シャッター等は、派手な色彩にならないよう努めること。 〈スーパーマーケット、専門店、レンタルビデオショップ、貸自動車業等〉 ○自動販売機は、色彩を周辺と調和させ、目立たせないような工夫に努めること。 〈ホテル、旅館等〉 ○空調機や屋外階段を露出しない構造等にするよう努めること。



ケ. 接道緑化

基本的配慮事項	行為の基準
沿道にうるおいをもたらす植栽となるように努めること。	<共通> ○敷地面積が少なくまとまった植栽スペースを確保できない場合は、人の目につく道路沿いを含め、効果のあるところの緑化に努めること。 〈キャバレー、ナイトクラブ、ダンスホール、マージャン屋、パチンコ屋、ゲームセンター、モーター類似施設等〉 ○沿道に連続性のある緑地帯の設置に努めること。 ○適切な維持管理に努めること。 〈ガソリンスタンド等〉 ○歩道に面する所では、防火壁裏側に植栽帯を設け、歩行者への圧迫感の軽減と周辺との調和に努めること。 〈レストラン、喫茶店等〉 ○沿道に連続性のある緑地帯の設置に努めること。 ○適切な維持管理に努めること。 〈スーパーマーケット、専門店、レンタルビデオショップ、貸自動車業等〉 ○沿道に連続性のある緑地帯の設置に努めること。 ○適切な維持管理に努めること。 〈ホテル、旅館等〉 ○建築物の圧迫感を軽減する植栽帯を設けるよう努めること。

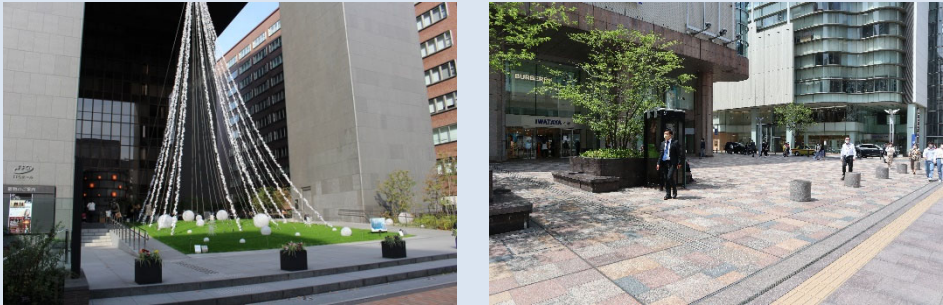
コ. 駐車場緑化

基本的配慮事項	行為の基準
駐車場は、緩衝帯となる植栽で遮蔽するよう努めること。	<共通> ○特に大規模な店舗のある広い駐車場は、道路沿いと敷地周辺の緑化のほかに、駐車ができないスペースには、緑化によるうるおいの創出に努めること。 ○屋外駐車場の舗装は、緑化ブロックや芝生保護材等を使用し、周辺環境へのうるおいの創出に努めること。  駐車場外周部の緑化  駐車場緑化ブロック 〈キャバレー、ナイトクラブ、ダンスホール、マージャン屋、パチンコ屋、ゲームセンター、モーター類似施設、レストラン、喫茶店、スーパーマーケット、専門店、レンタルビデオショップ、貸自動車業、ホテル、旅館等〉 ○歩道に面する所は、緑化し、まちなみにうるおいを与えるよう努めること。

サ. 周辺緑化

基本的配慮事項	行為の基準
施設周辺や敷地の周囲及びさく、塀、擁壁等の前面の緑化に努めること。	<共通> ○緑化するためのスペースがない場合には、ツタ等により緑化し、周辺環境のうるおいの創出に努めること。  建築物の壁面緑化 <キャバレー、ナイトクラブ、ダンスホール、マージャン屋、パチンコ屋、ゲームセンター、モーター類似施設等> ○地域の特性や沿道の街路樹との調和が図れる樹種の選定に努めること。また、建築物のボリューム感の低減を図るため、高木や密度のある緑化に努めること。

シ. オープンスペース

基本的配慮事項	行為の基準
人々の憩いの場となるオープンスペースの確保に努めること。	<ホテル、旅館等> ○隅切部にオープンスペースを設けるなど、ゆとりある公開空間を設け、人々が集えるにぎわいの創出に努めること。  建築物前面のオープンスペース

大村市景観計画ガイドライン

令和４年１２月

発行 大村市都市整備部都市計画課

大村市玖島Ⅰ丁目 25 番地

電話 0957-53-4111

FAX 0957-54-9595
